

平成 20 年 度

西宮市一般会計・特別会計決算
及び基金運用状況審査意見書

西宮市監査委員

西 監 発 第 4 9 号
平成 2 1 年 9 月 4 日

西宮市長 山 田 知 様

西宮市監査委員	大川原	成彦
同	木村	嘉三郎
同	村西	進
同	阿部	泰之

平成 2 0 年度西宮市一般会計・特別会計決算及び
基金の運用状況に関する審査意見の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、平成 2 0 年度西宮市一般会計・特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	4
第2 審査の期間	4
第3 審査の方法	5
第4 審査の結果	5
第5 決算の概要	5
1 総論	5
2 決算総額	25
3 予算執行状況	27
4 市債等の状況	30
5 財政基金等の状況	32
6 契約	33
7 財政分析指標の状況	39
第6 一般会計	43
1 一般会計歳入	43
(1) 予算執行状況	43
(2) 款別歳入	44
(3) 財源別歳入	60
2 一般会計歳出	62
(1) 予算執行状況	62
(2) 款別歳出	62
(3) 性質別経費	73
(4) 義務的経費・投資的経費	75
第7 特別会計	77
1 国民健康保険特別会計	78
2 食肉センタ - 特別会計	81
3 農業共済事業特別会計	83
4 区画整理清算費特別会計	85
5 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	85
6 公共用地買収事業特別会計	87
7 老人保健医療事業特別会計	88
8 介護保険特別会計	90
9 競輪事業清算費特別会計	93

10	後期高齢者医療事業特別会計	94
11	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	95
12	鳴尾外財産区特別会計	95
13	集合支払費特別会計	98
第8	財産に関する調書	99
1	公 有 財 産	99
2	物 品	101
3	債 権	101
4	基 金	102
第9	基金の運用状況	104
1	援 護 資 金	104
2	土 地 開 発 基 金	105
	決算審査資料	106

凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 4 各表中の符号は、次のとおりとなっています。
「0」「0.0(%)」は、0 又は単位未満のもの。
「 」は、減少・低下又は損失。
「 - 」は、算出不能・不要。
- 5 原則として、「第5 決算の概要」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

平成20年度西宮市一般会計・特別会計
決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計

平成20年度 西宮市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成20年度 西宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市食肉センタ - 特別会計歳入歳出決算

同 西宮市農業共済事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市区画整理清算費特別会計歳入歳出決算

同 西宮市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市公共用地買収事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市介護保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市競輪事業清算費特別会計歳入歳出決算

同 西宮市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市鳴尾外財産区特別会計歳入歳出決算

同 西宮市集合支払費特別会計歳入歳出決算

3 歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

4 基金の運用状況

平成20年度 西宮市援護資金の運用状況に関する調書

同 西宮市土地開発基金の運用状況に関する調書

第2 審査の期間

1 平成21年7月17日から同年8月24日まで

2 監査委員による質問会の実施日

平成21年8月3日(教育委員会事務局・議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・監査事務局)、同月7日(総務局)、同月10日(消防局・防災・安全局・市民局)、同月12日(環境局・都市局)、同月14日(会計室・健康福祉局)、同月18日(総合企画局・土木局)

第3 審査の方法

- 1 審査は各会計の歳入歳出決算書及び付属書類について、会計管理者が所管する書類を抽出して照合等を行うとともに、関係部局から提出された資料をもとにして、その所管の関係書類についても抽出して同様に審査しました。
- 2 基金の運用状況に関する調書について、設置目的に従って、确实かつ効率的に運用されているかなどを、同様の方法により審査しました。
- 3 疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、行政監査的な視点に留意しながら審査を実施しました。

第4 審査の結果

各会計の歳入歳出決算書及びその付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、予算の執行状況は、おおむね適正であると認めました。

基金の運用状況は、計数は正確で、設置の目的に沿って適正に運用されていると認めました。

審査の結果の詳細は、次のとおりです。

なお、決算審査資料を作成し、末尾に添付しています。併せて参照してください。

第5 決算の概要

1 総論

(1) 財政状況

20年度決算においては、個人市民税や固定資産税の伸び等により、当局が予定していた基金の取崩しを避けることができ、20年度末で約139億円の財政基金・減債基金の残高を確保することができました。今後の収支見込みについて、当局は、歳入については、景気の先行きが不透明なこともあり、市税は21年度と同程度に推移すると見込んでいますが、今後の経済情勢によっては、大きく変化する可能性もある、としています。一方、歳出については、公債費が依然高い水準にあることに加え、人口増・高齢化の進展等による行政需要の増が見込まれる、としています。このため、20年度末で基金残高を一定確保できたことにより、22年度までの財源不足額は解消されるものの、23年度には基金を全額取崩しても、財源不足の生じることが予測される、としています。

なお、20年度決算において、一般・特別会計の歳入歳出差引額は21億7,754万円で、翌年度に繰越すべき財源4億2,761万円を控除した実質収支額は、17億4,992万円の剰余（黒字）となっています。

普通会計の公債費は、震災復興等に係る市債償還の本格化に伴って増加し、ピーク時の16年度には一般財源ベースで270億円に達しましたが、その後は徐々に減少し、25年度では190億円と見

込まれています。

経常収支比率は震災前の5年度では78.7%と、標準的な比率を示していましたが、震災後の7年度には105.1%まで悪化し、その後も100%前後で推移し、20年度においても98.2%となっており、財政の弾力性が失われた状態が続いていることから、早急な経常収支比率の改善が必要である、としています。

これらのことから、景気の動向など今後の社会経済情勢や本市への影響などをよく見極め、実施計画や予算編成において、事業・施策の平準化や優先度付けをより徹底させるとともに、執行管理においても歳出の削減と歳入の確保を図るなど、財政運営の一層の適正化に努めていく、としています。

(2) 決算の概況

20年度の歳入決算総額は、一般会計1,536億7,900万円、特別会計697億7,660万円の計2,234億5,561万円で、前年度に比べ、一般会計では17億9万円(1.1%)の増加、特別会計では252億2,484万円(26.6%)の減少、計235億2,475万円(9.5%)の減少となっています。

歳出決算総額は、一般会計1,522億7,113万円、特別会計690億693万円の計2,212億7,807万円で、前年度に比べ、一般会計では39億4,827万円(2.7%)の増加、特別会計では257億7,072万円(27.2%)の減少、計218億2,244万円(9.0%)の減少となっています。(25^{ページ} -^{ページ} 参照)

歳入の根幹である市税収入は、課税人口の増により個人市民税が、家屋における新增築の増等により固定資産税が増加したことなどから、前年度に比べ19億30万円(2.3%)増加し、847億6,097万円となっています。(45~46^{ページ} -^{ページ} 参照)

また、地方特例交付金が5億6,761万円(86.7%)増加し、12億2,260万円に、20年度から本市が中核市に移行した影響等により地方交付税が20億4,335万円(28.3%)増加し、92億7,327万円に、使用料及び手数料が3億2,790万円(5.1%)増加し、67億7,226万円に、寄附金が1億8,841万円(275.2%)増加し、2億5,686万円に、繰入金が2億7,544万円(99.3%)増加し、5億5,271万円に、繰越金が5億1,167万円(16.3%)増加し、36億5,604万円に、市債が5億1,130万円(5.6%)増加し、96億8,900万円となっています。

一方、配当割交付金が3億5,788万円(57.3%)減少し、2億6,675万円に、株式等譲渡所得割交付金が3億3,101万円(78.4%)減少し、9,145万円に、地方消費税交付金が1億5,050万円(4.1%)減少し、35億1,698万円に、県支出金が8億3,683万円(12.7%)減少し、57億6,640万円に、諸収入が30億7,739万円(25.7%)減少し、89億902万円となっています。

本市の財政に最も大きな影響を及ぼすものとしては、市債残高があります。11年度以降、年度末現在高が減少していますが、20年度末の市債残高は一般・特別会計合わせて、1,931億8,019万円であり、区画整理事業をはじめとして、震災関連事業を実施するために借入れた市債(発行総額1,697億6,005万円)の影響が大きいものです。11年度から、その元金償還が本格化し、20年度の市

債の元利償還金は、272億3,795万円で前年度に比べ、12億4,854万円(4.4%)減少しています。経常収支比率は標準的とされる70～80%の水準を大幅に超え、前年度に比べ1.3ポイント上昇し98.2%となっており、依然、弾力性に欠ける財政構造が続いています。

(30～31、39～42ページ参照)

減債基金と財政基金を合わせた2基金の21年5月31日現在高は、前年同時期の122億2,428万円に比べ、18億2,482万円増加し、140億4,911万円となっています。20年度の2基金からの取崩しによる一般会計への繰入れは、災害援護資金分を除き、行われていません。(32ページ参照)

(3) 収支の状況

歳入歳出差引額は、一般会計14億787万円、特別会計7億6,967万円の計21億7,754万円の剰余となっています。翌年度に繰越すべき財源4億2,761万円を控除した実質収支額は、17億4,992万円の剰余となっていますが、前年度実質収支額38億2,286万円を除いた単年度収支額は、20億7,293万円となっています。また、単年度収支額に財政基金の積立額18億3,426万円、繰上償還額67万円を加えた実質単年度収支額は、2億3,799万円の不足となっています。内訳は一般会計7億8,387万円の不足、特別会計5億4,587万円の剰余となっています。(25ページ参照)

(4) 歳入決算の状況

歳入決算の状況は、次のとおりです。(122、123ページ参照)

ア 一般会計歳入

一般会計の歳入総額は1,536億7,900万円で、主な款別歳入は、市税が847億6,097万円、55.2%、で最も多く、次に国庫支出金が140億356万円、9.1%、市債が96億8,900万円、6.3%、地方交付税が92億7,327万円、6.0%、諸収入が89億902万円、5.8%、使用料及び手数料が67億7,226万円、4.4%、県支出金が57億6,640万円、3.8%となっています。

歳入総額1,536億7,900万円は、前年度の1,519億7,891万円に比べ、17億9万円(1.1%)増加しています。これは主として、諸収入で30億7,739万円(25.7%)、県支出金で8億3,683万円(12.7%)、配当割交付金で3億5,788万円(57.3%)、株式等譲渡所得割交付金で3億3,101万円(78.4%)、地方消費税交付金で1億5,050万円(4.1%)、それぞれ減少していますが、地方交付税で20億4,335万円(28.3%)、市税で19億30万円(2.3%)、地方特例交付金で5億6,761万円(86.7%)、繰越金で5億1,167万円(16.3%)、市債で5億1,130万円(5.6%)、使用料及び手数料で3億2,790万円(5.1%)、繰入金で2億7,544万円(99.3%)、寄附金で1億8,841万円(275.2%)、それぞれ増加したことによるものです。

財源比率は、自主財源1,073億5,621万円、69.9%に対し、依存財源463億2,278万円、30.1%となっており、前年度に比べ、自主財源が金額で1億3,613万円(0.1%)増加、比率で0.6ポイント低下し、依存財源では、15億6,396万円(3.5%)増加、比率で0.6ポイント上昇しています。(60ページ参照)

ジ 参照)

一方、一般財源は1,096億7,193万円、71.4%に対し、特定財源は440億707万円、28.6%となっています。前年度に比べ、一般財源では17億5,215万円(1.6%)増加、比率で0.4ポイント上昇し、特定財源では5,205万円(0.1%)減少、比率で0.4ポイント低下しています。

イ 特別会計歳入

特別会計の歳入総額は697億7,660万円で、主な会計別歳入は、国民健康保険会計が382億3,881万円、54.8%で最も高く、次に介護保険会計が210億7,716万円、30.2%、後期高齢者医療事業会計が44億8,277万円、6.4%、老人保健医療事業会計が31億3,059万円、4.5%となっています。

歳入総額697億7,660万円は、前年度の950億145万円に比べ、252億2,484万円(26.6%)減少しています。これは主として、後期高齢者医療事業の開始に伴い後期高齢者医療事業会計で44億8,277万円(皆増)、介護保険会計で11億731万円(5.5%)が、それぞれ増加しましたが、老人保健医療事業会計で293億7,769万円(90.4%)、国民健康保険会計で10億7,099万円(2.7%)が、それぞれ減少したことによるものです。(77ページ参照)

ウ 不納欠損

不納欠損額は14億6,996万円で、前年度の16億2,127万円に比べ、1億5,131万円(9.3%)の減少となっています。不納欠損の主なものは、国民健康保険料で8億7,466万円(5,598世帯)、市税で4億1,339万円(3,402件)となっています。(138ページ参照)

エ 収入未済

収入未済額は168億5,009万円で、前年度の173億4,081万円に比べ、4億9,071万円(2.8%)の減少となっています。これは主として、災害援護資金貸付元利金で3億511万円(6.4%)、国民健康保険料で2億1,855万円(3.7%)、それぞれ減少したことによるものです。(140ページ参照)

(ア) 収入未済額の内訳

収入未済額の内訳は、一般会計109億1,403万円、64.8%、特別会計59億3,606万円、35.2%で現年度分29億9,265万円、17.8%、過年度分138億5,744万円、82.2%となっています。収入未済額の主なものは、国民健康保険料57億53万円、33.8%、市税53億4,259万円、31.7%、災害援護資金貸付元利金44億4,626万円、26.4%、市営住宅等使用料5億5,573万円、3.3%、保育所運営費負担金2億786万円、1.2%で、これらが全体の96.5%、162億5,300万円を占めています。

このほか貸付金の滞納繰越分の中には、昭和56年度で貸付事業が終了した同和更生生業資金貸付金など長期にわたって滞納繰越されているものもあります。また、市税の収入未済額については、その2割強を1,000万円以上の高額滞納者(21件、10億8,014万円)が、市営住宅家賃収入の収入未済額については、ほぼ5割を100万円以上の高額滞納者(108件、1億7,702万円)が、改良住宅等家賃収入の収入未済額については、7割弱を100万円以上の高額滞納者(75件、1億3,719万円)が占めています。(45、53、54、58、78ページ参照)

(イ) 全庁及び各所管部局の取組み

市全体の収入未済額は、17年度191億円9,153万円、18年度191億3,794万円と看過し得ない額に達したこともあり、全庁的な観点から、庁内の収納対策に関する総合的な調整を図るとともに、基本的な方針などについて協議、検討を進めるため、19年6月に「西宮市収納対策本部」が設置されました。また、市の債権の適正な管理を図ることを目的に「西宮市債権の管理に関する条例」が20年4月1日から施行されています。

西宮市収納対策本部は、両副市長を本部長、副本部長とし、各収入未済の所管局長を本部長とするとともに、下部組織として、滞納整理方法を共有する関係課等がより連携を深め、実務的な対応を進めるために、二つの専門部会（第1部会国税徴収法適用関係と第2部会民事執行法適用関係）が設けられています。20年度においては、8月に本部会議が開催されたほか、各専門部会が随時開催され、滞納整理の効果的な進め方や債権回収の実務についての研修が実施されています。

・市税については、休日納税相談の実施、遠隔地の滞納者への督促、税務部内一斉電話催告の実施、滞納発生後の財産等に対する初動調査の強化が行われたほか、19年度から納税グループ内に特別機動整理チームが設置され、高額滞納者に対する集中的な滞納処分の強化が図られ、インターネット公売も実施されています。

20年度の差押えなど滞納処分件数は756件、4億1,569万円で、前年度に比べ、件数で96件(11.3%)減少しましたが、金額は1億1,305万円(37.4%)の増加となっています。また、20年度における本税、延滞金を含めた取立等の金額は、1億7,068万円となっています。

・国民健康保険料については、前年度に引続き「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」が策定され、同プランに基づき、長期又は高額滞納者に対する財産調査の実施、悪質滞納者の滞納処分の強化、不良債権化した滞納保険料の執行停止処理などの徴収対策に取組まれ、コンビニ収納を導入するための準備も行われています。

・災害援護資金貸付金については、20年度は、前年度の47億5,138万円に比べ、3億511万円(6.4%)減少し、44億4,626万円となっています。償還については、10回の休日夜間督促、弁護士名による催告、さらに支払督促申立などの法的措置の取組みが進められています。

・市営住宅等使用料については、滞納者に対し、毎月の督促状の送付、年4回の定例催告、3か月以上の初期滞納者に対しても催告を行ったほか、徴収猶予制度を活用した弾力的かつ効果的な催告を行った、としています。現年度分の収入率が前年度の96.9%から97.2%に改善し、滞納件数も前年度の775件から732件に減少するなど、一定の効果が表れています。また、法的措置としては、20年度に88件の訴えを提起し、契約解除後の即決和解12件、判決後の自主明渡し3件、強制執行38件が行われています。

今後とも、西宮市収納対策本部の的確な運営に努めるとともに、情報の共有化を図り、全庁的な徴収業務の強化を推進し、多様な徴収方法の研究と拡大に努めてください。また、各所管部局においては、各種債権の適時・適切な管理とともに、迅速かつ効果的な滞納整理に努めてください。

20年度から税源移譲により個人住民税額が増加し、住民税の徴収強化が急務になったこともあり、地方税滞納整理機構（一部事務組合）などを検討し、効率・効果的な対策を講じてください。

また、各種債権について、安易な不納欠損処理をすることのないように留意するとともに、不納欠損額を減ずるためにも、その前段階となる収入未済の減少、中でも現年度分の収入未済の減少に意を用いてください。

悪質な滞納者については、支払督促、強制執行の申し立て、訴訟の提起といった法的措置をとるなど、受益者負担の原則に則り、負担の公平性の確保に努めてください。なお、延滞金の取扱いについては、全庁的な整合性に配慮しつつ、減免や運用に関する規定の整備に取り組んでください。

(5) 歳出決算の状況

歳出決算の状況は、次のとおりです。（124、125ページ参照）

ア 一般会計歳出

一般会計の歳出総額は、1,522億7,113万円で、主な款別歳出は、民生費が449億6,462万円、29.5%で最も多く、次に公債費が271億3,197万円、17.8%、土木費が200億3,343万円、13.2%、教育費が189億4,009万円、12.4%、総務費が176億6,610万円、11.6%となっています。

歳出総額1,522億7,113万円は、前年度の1,483億2,286万円に比べ、39億4,827万円(2.7%)増加しています。これは主として、阪神西宮駅南地区駅前広場整備事業費の減により土木費で18億1,067万円(8.3%)、借換えに伴う元金償還金の減少及び未償還残高の減少に伴う償還利子の減少により公債費で10億4,897万円(3.7%)、それぞれ減少しましたが、小学校新增改築事業費の増により教育費で21億9,744万円(13.1%)、後期高齢者医療経費の増により民生費で17億2,313万円(4.0%)、職員の給与費の増により総務費で12億1,943万円(7.4%)、中央病院事業会計補助経費の増により衛生費で11億4,394万円(9.4%)、職員の給与費の増により消防費で3億6,754万円(7.7%)、それぞれ増加したことによるものです。（62～73ページ参照）

性質別経費の比率は、消費的経費が980億6,594万円で64.4%、投資的経費が92億3,363万円で6.1%、その他経費が449億7,156万円で29.5%となっており、投資的経費が前年度の74億6,906万円(5.0%)から17億6,456万円(23.6%)増加し、比率が1.1ポイント上昇しています。（73～75ページ参照）

イ 特別会計歳出

特別会計の歳出総額は、690億693万円で、主な会計別歳出は、国民健康保険会計が379億4,478

万円、55.0%で最も多く、次に介護保険会計が207億7,812万円、30.1%となっています。

歳出総額690億693万円は、前年度の947億7,765万円に比べ、257億7,072万円(27.2%)の減少となっています。これは主として、20年度から設置された後期高齢者医療事業会計で43億8,539万円(皆増)、保険給付費の増により介護保険会計で9億8,022万円(5.0%)、それぞれ増加しましたが、後期高齢者医療事業の開始に伴う医療諸費の減により老人保健医療事業会計で294億2,800万円(90.5%)、老人保健拠出金の減等により国民健康保険会計で13億2,427万円(3.4%)、それぞれ減少したことによるものです。(77^ハ-ジ 参照)

ウ 翌年度繰越

翌年度繰越額は 92億4,595万円(繰越率3.9%)となっています。これはすべて繰越明許費で、前年度の4億5,579万円に比べ、87億9,016万円(1,928.5%)増加しています。繰越額の主なものは、定額給付金給付事業の74億2,493万円(80.3%)です。(141^ハ-ジ 参照)

エ 不用額

不用額は68億3,631万円(不用率2.9%)で、前年度の61億3,885万円(不用率2.5%)に比べ、6億9,745万円(11.4%)増加しています。不用額の主なものは、民生費で16億4,511万円(不用率3.5%)、国民健康保険特別会計で15億2,900万円(同3.9%)、総務費で5億9,850万円(同2.3%)、介護保険特別会計で5億6,403万円(同2.6%)、教育費で5億5,517万円(同2.7%)、衛生費で4億5,276万円(同3.3%)、老人保健医療事業特別会計で4億3万円(同11.5%)、土木費で3億7,604万円(同1.8%)、後期高齢者医療事業特別会計で3億1,284万円(同6.7%)となっています。

不用額が生じたのは、民生費の医療福祉費では、風邪・インフルエンザの流行など季節的な要因を見込んで予算計上していましたが、医療費の支出が少なかったこと等によるものです。国民健康保険特別会計では、療養諸費で医療費が見込額を下回ったこと等によるものです。(116、117、120、121^ハ-ジ 参照)

(6) 第4次西宮市総合計画

ア 第4次西宮市総合計画の策定

総合計画は、本市の長期的なまちづくりの基本的方向と、事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となるものであり、同時に市民、事業者の諸活動を望ましい方向へ導くものとされています。

市は、計画素案に対するパブリックコメントを20年5月から同年6月に実施し、計画素案についての地域説明会等を開催しました。そして、市民団体、市民(公募)、市議会議員、学識経験者による50名で構成する西宮市総合計画審議会(20年7月~11月)において、総合計画原案の審議が行われ、答申に至り、同年12月定例会に基本構想を提案し、可決されました。

イ 第4次西宮市総合計画の概要

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成されています。基本構想の目標年

次は30年度で、基本計画は21年度を初年度とし、30年度を目標年次とする10か年計画となっています。ただし、中間年度（25年度）において、必要な見直しを行う、としています。また、実施計画は、基本計画において定めた諸施策を具体的な実効性のある計画として策定され、毎年度向こう3か年の計画として見直しが行われます。

基本目標は、中核市として一層魅力あるまちを目指すために、文教住宅都市を今後の本市のまちづくりの目標として引き継ぎ、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標とし、多様な魅力あふれるまち、誰もが住んでみたい、住み続けたいまちづくりを進める、としています。

施策の大綱は、5つの将来のまちのイメージとそれを具体化する施策との関連を示すため、それぞれにふさわしいキーワードを定め、そのキーワードにより施策を括り、分野横断的に施策を推進する、としています。

（将来のまちのイメージ）	（キーワード）
市民一人ひとりが輝いて生きるまち	いきがい・つながり
子どもたちの笑顔があふれるまち	すこやか・はぐくみ
みんなが安心して暮らせる安全なまち	あんしん・あんぜん
水と緑ゆたかな美しいまち	うるおい・かいてき
人々が楽しく交流する元気なまち	にぎわい・そうぞう

（7） 財政再建への取組み・行財政の改善

ア 行財政改善に係る計画、方針の実施

市は震災の復旧・復興事業の実施や長期にわたる景気低迷、高齢化の進展による行政需要の増大などにより、深刻な財政危機に陥り、その財源対策として、「行財政改善実施計画」（計画期間8～10年度）、「第2次行財政改善実施計画」（同11～15年度）、「第3次行財政改善実施計画」（同17～20年度）が策定・実施されました。

第3次行財政改善実施計画では、改善の目標額は191億5,700万円で、計画実施後の赤字額を163億9,200万円として、赤字再建団体への転落は阻止できると見込まれていました。しかし、市税収入の伸び悩みや、17年度の普通交付税が当初予算を大きく下回るなどの状況を踏まえ、17年11月に、18年度以降の実施項目について内容を具体化し、新たに追加するものを見直し項目に加えて、計画の改定が行われました。改定後の目標額は、4か年の合計で211億9,100万円と予定されてきました。

計画は 人事・組織の見直し、 事業・施策の見直し、 財政の効果的・効率的な運営、 公営企業の経営改善の4本の柱で構成されていました。

17年度では、特別職報酬等の減額、職員給与等の見直し、定員管理の適正化、遊休市有地の売却などに取組み、効果額は約45億円となっています。18年度では、市単独扶助費の見直し、使用料・手数料等の改定、補助金の見直し、敬老事業の見直し、保育サービスのあり方見直しなど

が行われ効果額は約65億円となっています。19年度以降もこの計画に沿って取組みが進められ、19年度の効果額は約85億円、20年度の効果額は86億円となり、これらを併せた4年間の累計効果額は約280億円となりました。期間中の取組みに加え、景気回復などの要因もあり、当初の目的である赤字再建団体への転落を回避することができた、としています。しかし、団塊世代の退職に伴う人件費の増、人口増・高齢化の進展等による行政需要の増、急速な景気の悪化により市税収入の伸びが期待できないこともあり、厳しい財政状況が予測されます。

引続き、財政健全化の取組み、堅実な財政運営が望まれます。行政内部の経営資源を有効に活用するための仕組みを構築することで、効果的・効率的な行財政運営に取り組むとともに、各種取組みの実施に当たっては、その必要性や市民への影響を十分に勘案するとともに、わかりやすい広報を心がけ、市民の理解を得るよう努めてください。

イ 補助金等の見直し

補助金については、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とし、条例、規則、要綱等によって交付の目的、内容を具体的に定めるとともに、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（以下「補助金取扱規則」という。）により原則的な交付手続を定めています。個々の補助金が公益上必要であるか否かは、全くの自由裁量ではなく、客観的に、公益上必要であると認められなければならない、とされています。

市では第3次行財政改善実施計画の一環として、団体等に対する補助金等について、17年度に全面的な見直しが行われました。その結果は、18年度以降の予算に反映され、20年度までの見直し効果額は約10億8,000万円となっています。

20年度の団体等に対する補助金等交付の状況は、補助金等171件、32億5,853万円、延べ交付件数928件で、その内訳は、その他の公共・公益的団体527件、社会福祉事業団体194件、企業・民間団体137件、外郭団体等30件、地域・自治団体22件、グループ及び互助的団体18件となっています。（142ページ参照）

・補助金等は、その目的・内容について、補助開始当時との状況変化の把握にあわせ、公益上の必要性、補助効果の観点から事業報告等に基づく実績の厳正な検証を行ってください。

・団体に対する運営費補助については、運営経費全般に対し、その一部を補助するものもあり、補助の積算基礎や目的が不明確になりやすい傾向があります。今後とも、補助を実効性あるものにするため事業補助への切替えを検討してください。

今後とも、交付団体に対し補助金等のより透明性の高い執行を指導するとともに、補助金取扱規則に則った厳正な補助金交付事務の執行に努めてください。

ウ 財源の確保

本市の20年度一般会計における主な歳入の割合は、市税が55.2%、国庫支出金9.1%、市債6.3%、

地方交付税6.0%、諸収入5.8%、の順となっており、市税の占める割合は大きく、20年度は課税人口の増により個人市民税が、家屋における新增築の増等により固定資産税が増加しました。市税の収入率は93.6%、収入未済額53億4,259万円となっており、効果的な滞納整理の取組みが続けられています。

また、20年度から本市が中核市に移行したことなどにより地方交付税が92億7,327万円と、前年度に比し20億4,335万円増加しています。中核市移行により普通交付税の基準財政需要額は約17億3,000万円増加し、一方、一般財源の影響額は約10億5,000万円となるため、差引きは約6億8,000万円となりました。

20年7月には、ふるさと納税「ふるさと西宮・甲子園寄付金」の募集も始め、21年3月末までに83万円の寄付金がよせられています。この寄付金は、甲子園球場周辺の環境整備等の経費に使用されることになっています。

その他、財源の確保については、行財政改善を実施する一方、震災以後、国・県に対し財政支援要請を行い、12年度以降に新たに発行する震災関連の地方債(政府資金)について償還期間が現行のおおむね20年から30年に延長されています。発行総額63億5,010万円について、償還期間が30年に延長されたことにより、最終的に償還利子は総額で6億4,586万円の増額となりますが、23年度までに13億5,414万円の元利償還額の軽減となります。

また、19年度から21年度の3か年に限り、年5%以上の高金利の公的資金による市債について、補償金免除額を上回る財政改善効果をあげることが前提として、繰上償還を行う際に必要になる補償金(違約金)が免除されることになりました。市ではこの制度を活用して、20年度において年利6%以上7%未満の旧資金運用部資金分13億1,107万円、年利7%以上の旧簡易生命保険資金分2億5,866万円と年利5%以上6.7%未満の旧公営企業金融公庫資金分3億9,980万円を合わせた19億6,954万円の繰上償還を行い、その効果額は約2億8,500万円となっています。

今後とも、新規発行分だけではなく既発行地方債の償還期間の延長など、特別の財政支援要請に力を尽くすとともに、自主資金調達の方法についても検討が必要と考えます。

また、行財政運営及び財源確保の取組状況について、わかりやすい広報に努め、市民への周知を図ってください。

本市は20年4月に中核市に移行しました。このため従来からの事務事業に加え、新たに移譲された事務を執行するための財源確保は依然として大きな課題であり、今後とも、全国市長会、中核市市長会等を通じ、地方への税源移譲による地方税財源の充実強化の要請行動を関係団体と連携して進めてください。

また、国・県補助金等については、予算の効率的な執行を図るため、今後とも早期収納に努めてください。

(8) 行政経営改革の推進

行政経営改革は、社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化に的確に対応し、分権時代にふさわしい行政を築くため、「行政を経営する」という視点に立って、本市の行政運営の仕組みそのものを変えようとするものです。市は行政経営改革を進めるため、16年2月に「西宮市行政経営改革基本計画」（計画期間16～20年度）を策定しています。計画では、「限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政経営を行う」という本市の経営理念を定めるとともに、新しい公共経営の考え方（市民満足度の追求 成果主義の徹底 市場メカニズムの活用 庁内分権 = 人事・予算の権限の一部委譲）を取入れ、様々な取組みが進められています。

20年度においては、施策評価を本格実施するとともに、事業の取捨選択、優先順位付けなど、経営資源の配分の仕組みとして機能させる行政マネジメントシステムを試行実施しました。

各事業・施策の実施に当たっては、今後とも、適法性、公正性、公平性のみならず、市民ニーズや事業目的に対する効果性、効率性も十分に考慮してください。また、執行方法の妥当性などの評価・検証を踏まえて、質の高い行政サービスを常に提供できるよう、職員の意識向上に努めてください。

ア 行政評価システム

行政経営改革を進めるにあたって、中核的なツールとして行政評価システムが挙げられます。本市では、行政評価システムの導入にあたり、まず行政活動の最も具体的であり、基礎的単位である事務事業を対象とした事務事業評価システムの取組みが進められています。

20年度では、総括・予算経理等事務を除くすべての事業を対象に事務事業評価が実施されました。その評価結果については、「事務事業評価結果報告書」が作成され、決算審議の資料として9月市議会に提出されています。また、「事務事業評価結果に係る予算措置状況等調」が21年3月市議会に提出されています。今後は、引続き評価の目的や意義等について庁内への周知に努め、評価精度の向上のための庁内各課への支援を行うとともに、評価業務にITを活用し、当該事務事業に要したコストに関する情報を新財務会計システムから取得するなど、より効果的・効率的な評価を行い、評価結果の有効活用に努める、としています。

一方、政策・施策評価については、第4次総合計画の策定に当たり総合計画の成果や達成度を把握する必要があるため、17年度に第3次総合計画の施策体系に沿って、各施策の達成度を測定する指標の設定が行われ、18年度には、市民満足度調査が実施され、各施策についての重要度、満足度が測定されています。これらの結果を踏まえて、19年度には施策評価が試行実施され、20年度には施策評価を本格実施し、その評価結果などを参考に次年度予算編成に繋げる取組みが試行実施されました。

また、新たに「西宮市まちづくり評価アンケート」が実施され、その結果を評価に反映させるなど、施策評価の実施の定着化を図り、先行して実施している事務事業評価と連携する総合的な行政評価システムの構築を目指し、今後は、これら行政評価の手法を活用して、予算や人員など

の経営資源の最適配分、事業施策の優先度付けを行い、予算編成に反映させる仕組みの構築に取り組む、としています。

今後、早期に、施策評価の結果を次年度予算編成に繋げる取組みを本格実施してください。

社会資本の整備を行う投資的事業である公共事業に対する評価についても、公共事業の必要性や効果等を適切に評価し、意思決定過程の透明性の向上を図るため、20年度に公共事業評価の実施要綱が制定されるとともに、事前評価、再評価が各1件実施されました。評価結果については、市のホームページなどで公表されています。

イ 目標管理システム

目標管理システムは各局単位に各年度当初に、組織としての1年間の達成目標と重点目標を設定し、次年度当初に前年度の達成度の評価・点検を行い、次年度の目標設定と取組みに反映させるものとなっています。このシステムについては、18年度から試行実施されており、19年度に様式が統一され、20年度も引続き取組まれています。今後は、人事評価制度の中で実施している目標管理との整合性を図りつつ、目標管理シートを公表できるよう整理を行ってください。

ウ 指定管理者制度

15年9月、改正地方自治法の施行により、公の施設の管理に関する制度が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められました。

本市においても、16年5月に策定した「指定管理者制度運用指針」(16年12月・19年2月・20年6月・21年3月改定)及び17年3月に策定した「指定管理者制度運用マニュアル」(19年5月・21年4月改定)に基づき、17年4月から自転車駐車場、市民憩の家(広田山荘)が指定管理者制度に移行しています。それに加え、18年4月からは市民館、スポーツ施設、老人福祉センターなど28種類、203施設が移行し、19年4月には、18年度で指定期間満了となった2種類67施設と、新たに指定管理者制度を導入した1種類1施設について、また、20年4月からは、19年度で指定期間満了となる12種類152施設と新たに指定管理者制度を導入する3種類3施設で、21年4月からは、20年度で指定期間満了となる18種類50施設と、新たに指定管理者制度を導入する3種類3施設の指定管理者を選定し、34種類277施設で指定管理者による管理運営が行われています。指定管理者による管理運営に移行した施設のうち、公募により指定管理者を選定した施設は130施設(46.9%)になっています。

今後とも、公募による指定管理者の拡大とともに、指定管理者制度導入の目的である、市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図られているかどうかを検証するための評価手法の確立に努めてください。

なお、包括外部監査人による「公の施設等の管理運営」に係る監査報告書においては、「市派遣職員給与費が市から補助金収入として、市から出資団体に収入されていることに関し、市からの派遣職員が、一定の時間は指定管理業務に関与していると考えられ、市からの人的な援助と考えられることから、出身団体と民間事業者との公平な競争を行うためには、一定の猶予期間内に

人件費補助を行っている出資団体が指定管理者の公募に応募した場合の取り扱いについて、管理監督業務に携わる職員の人件費相当分も指定管理料に含めるべきであり、それが出来なかった今となっては、次回の指定管理者の選定においても当該出資団体を指定管理候補者とするならば、選定時までに取り扱いについて変更すべきである。」とされています。また、同報告書においては、「審査結果の点数が委員によって大きく乖離している施設が見受けられたが、これについては、選定委員会の会議録を査閲しても、点数の開きについて議論している形跡がなく、点数の開きがあるまま指定管理者が決定されている施設があった。このように、各項目ごとに大きな点数の開きがある場合には、選定委員会で議論を行うように事務局から促し、かつ、記録を残すことが望まれる。」ともされています。

エ 人事評価制度

高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、行政の担い手である職員一人ひとりの持てる能力の向上が求められていることから、新たな人事評価制度が、評価における透明性や納得性を確保し、職員の業績や能力を公平に評価することにより、複雑な行政課題への対応に必要な個々の職員の資質の向上や組織の活性化を図ることを目的に、18年度より事務・技術職の課長級以上の管理職員を対象に試行実施されています。その内容は、業績評価と能力評価との2本立てにより多角的に評価することで、より客観的な評価を行う仕組みとしていること、及び評価者と被評価者が評価の際に必ず面接を行うことで信頼性や納得性を高め、業務における被評価者個人としての目標の明確化や職場内での意思疎通などに関して効果がある仕組みとされています。

18年度では、評価者間の評価のばらつきや、具体的な目標設定ができていないなどの問題点が見られましたが、19年度以降は、これらの問題点の解消にポイントを絞った研修を行うなど、公平性や納得性の高い制度に向けての取組みを行った、としています。

今後、課長級以上の管理職員について本格実施するとともに、順次、その他の職員についても実施に向け取組んでください。

オ 外郭団体等の見直し

外郭団体等の第1次の見直しとして、公の施設の管理を主な業務としている団体を中心に、9団体の見直しが18年4月から19年6月にかけて行われました。まず、監査法人に委託して経営評価が実施され、その後、監査法人の意見も参考に市において見直し内容の検討が行われ、公の施設の指定管理者の公募による選定の拡大や団体の統廃合など、見直し方針が策定され、その方針で統廃合の方針が出された団体について、具体的な取組みを進めていく、としています。具体的には、(財)西宮市都市整備公社と(財)西宮市斎園サービス公社が22年4月に統合され、(財)西宮市文化振興財団と(財)西宮スポーツセンターが24年4月に統合され、(財)西宮市水道サービス協会が22年3月に廃止される、としています。

また、19年度には第2次見直しとして、第三セクターである株式会社や社団法人など出資者等

として市が一定関与する8団体について、コンサルタント会社による経営評価を実施し、その後、この経営評価を踏まえ、市としての方針が検討されてきました。しかし、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について(21年6月)」等の通知が出され、経営が著しく悪化しているおそれがある団体について、5年以内にその存廃も含めた抜本的改革に取り組むことが求められたことから、この通知の中で設置を要請された外部の専門家等で構成する西宮市第三セクター等経営検討委員会において評価検討を行い、市の方針を出していき、としています。

カ 西宮市参画と協働の推進に関する条例・パブリックコメント手続

「市民と共に進めるまちづくり」を市政運営の基本とし、その取組を定着させていくためのルールとして西宮市参画と協働の推進に関する条例が20年7月に制定されました。この条例は、21年4月に全面施行となり、意見提出手続以外にも、政策提案手続や政策公募手続などの参画手続を規定しています。また、協働についても協働事業提案手続を規定し、市民の参画と協働の推進を図る、としています。

パブリックコメント手続は、市が政策等を立案する際に、その案を公表し、市民から提出された多様な意見や情報を考慮し、意思決定を行うことにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するための制度とされています。20年度は、第4次西宮市総合計画素案、西宮市子ども読書活動推進計画等の8件について、実施されました。

なお、17年の「行政手続法」の改正により、国は法令に基づく命令・規則等についても、パブリックコメント手続を行うこと、となりました。地方公共団体においても、同法の趣旨に則った取扱いが求められています。西宮市参画と協働の推進に関する条例には、その点について明記されていません。他市においては、改正行政手続法の趣旨を踏まえ、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針についても、パブリックコメント手続の対象としている例が見られます。本市にあっても、条例・規則化に向けての検討が求められます。

(9) 電子自治体の推進

市は第2次西宮市情報化推進計画(計画期間18~22年度)を18年12月に策定し、「心かよう 開かれた電子自治体」を基本理念に、「いつでも どこでも だれでも ICT(情報通信技術)を身近に感じることでできる社会」の実現をめざし、本市が豊かで活力のあるまちとして、更なる発展を遂げるためにICTをどのように活用していくかという情報化施策の取組むべき方策が示されています。

市内の公共施設207か所を光ファイバー網で結ぶ地域公共ネットワークは、16年4月から本格運用され、タッチパネル式住民開放端末「情報見聞録」を設置し、施設利用者へ情報提供されています。

西宮市行政情報サービス・ネットワークシステム(N A I S - N E T)は、電子メール、会議室・公用車予約をはじめとして、事務の効率化、高度化に対応すべく24時間のサービスを提供し、統合

文書管理システム、電子決裁基盤と連動する備品管理、旅費管理、勤務状況管理の各システムも稼働しています。20年度には、新財務会計システムの一部稼働、軽自動車税のコンビニ収納が開始されました。また、19年8月に施行された地理空間情報活用推進基本法に則り、クリアリングハウス（複数の情報システムを中継し、様々な形式のデータを相互に利用できるようにするための仕組み）構築に向けて、地図案内サービス「道知る兵衛」や「用途地域図等照会システム」などをはじめ、庁内各部署にある既存の地理情報システムの一元管理に向け整理が行われました。

14年度に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについては、15年度に住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードの交付が始まり、20年10月からは、同カード発行手数料の無料化(22年度末までの期限)が実施されました。交付枚数は20年度末現在で21,614枚となっています。20年10月には、証明書自動交付機を新たに市内2か所に設置し、住民基本台帳カード及びにしのみやカードで住民票の写し等の証明書が取得できるようになりました。住民基本台帳カードの多目的利用については、西宮市情報化推進本部に「ICカード検討専門部会」が設置され、検討されており、20年10月からは、図書貸出カードとしても利用できるようになっています。今後とも、利用可能な行政サービスの拡充に努めてください。

20年度の本市全体の電子申請総件数は474,384件で、前年比約21%の伸びとなりました。利用が伸びた主な手続は、図書予約、スポーツ施設予約及び情報公開請求の各手続です。そのうち、兵庫県と県下23市4町で共同運営している電子申請システムの利用件数は410件、20年度に導入した簡易申請システムの利用件数は342件で、消費者問題講演会等各種イベントの申し込みなどに利用されています。電子入札システムについては、県下11市1町が参加しており、20年度より1,000万円以上のすべての工事案件などに拡大され、247件の電子入札が実施されました。

個人情報保護とセキュリティ対策については、16年5月に「西宮市情報セキュリティポリシー」が策定されるとともに、「情報セキュリティ委員会」が設置され、推進体制の強化が行われています。17年12月からは、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステム業務を対象として、西宮市情報セキュリティマネジメントシステムの運用が開始されるとともに、情報セキュリティの外部評価である「ISO/IEC 27001」の認証を継続して受けています。

本市の情報化の取組みは、自治体の情報化進展度を示すランキングでも上位を占め、また、阪神・淡路大震災時に開発した「被災者支援システム」については高い評価を受け、総務省が全国の自治体に汎用システムとして無償で配布するなど、普及に努めています。現在、進行中の主な取り組みとしては、電子申請・届出の範囲やICカードの利用拡大、総合公金収納処理システム導入などICTを活用した市民サービスの向上、西宮市情報セキュリティマネジメントシステムの適用範囲拡大等セキュリティ対策を強化していくこと、としています。

今後とも、電子自治体への取組みを進めていく中で、個人情報のもとより、行政情報全般にわたる情報セキュリティ対策の充実に努めるとともに、情報化による事務の効率・高度化、市民サービス向上に対する効果測定等の検証を進めてください。

(10) 20年度における主要な事業・施策の取組み

20年度においては、本市は中核市に移行し

・「市民と手を携えて進めるまちづくり」として、「西宮市参画と協働の推進に関する条例」制定の取組み、市民交流センターの耐震工事及びエレベーター設置に向けた実施設計、「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画の中間年報告に基づく各種課題の取組みとともに、次期計画の策定に向けた検討、「男女共同参画プラン」に基づく男女共同参画社会の形成に向けた取組み、友好都市ロンドリーナ市への日本人ブラジル移住100周年記念式典等への訪問団派遣、市役所本庁舎の多言語案内表示システムの整備など。

・「安心して暮らせる心がようまちづくり」として、公共施設のバリアフリー化、AED（自動体外式除細動器）の年次的な設置、「子育て総合センター」の月・祝日開館及び開館時間や相談受付時間の延長、「第2次救急医療小児科病院群輪番制」事業に加え、「小児救急医療電話相談」の実施、保育所の待機児童解消策として20年度に開園する「西宮夢保育園」の分園の運営補助や新たな民間保育所の整備及び引続き公立保育所の民間移管、国民健康保険の保険料の負担軽減、妊婦健康診査の公費負担の拡充、社会福祉審議会の設置、中央病院の「第2次経営健全化計画」の着実な実施など。

・「文化をはぐくみ人がふれあうまちづくり」として、「再考 - 西宮と6人の美術家」展の開催、市内の作家に「西宮」をテーマとした作品の制作を依頼する「新西宮百景」事業、「まちかどコンサート」の開催回数増、小学校及び特別支援学校の校門への警備員の配置、児童急増及び老朽化対策としての小学校校舎の増改築工事、学校の教室不足対策としての仮設校舎の設置、学校園の耐震補強工事の実実施設計及び耐震化推進計画の策定など。

・「持続可能な安全で快適なまちづくり」として、新耐震構造基準以前の民間建築物の耐震診断や耐震改修の促進、防災行政無線の基地局及び屋外拡声子局の設置、「地域防災計画」の全面的な見直し、津波浸水予想区域での「地域防災マップ」の作成、消防職員の増員、高度救助隊の設置、「サクラの名所」再生事業の拡充、サッカーを中心とした多目的グラウンドの供用開始、都市景観形成建築物の新たな指定、都市景観を保全するための景観形成地区指定、「快適な市民生活の確保に関する条例」による喫煙禁止区域の設定、マンション建設増加に伴う紛争に対応した紛争調整制度の整備、阪急今津線の本格的な高架工事の着手、南北バスの本格運行に向けての取組み、東部総合処理センターの施設整備の着手など。

・「産業が栄え地域がにぎわうまちづくり」として、写真「市民が選ぶ西宮新100選」の市ホームページでの提供、西宮の食産業PR事業として講演会、販売会の開催、中核市移行を記念し日本酒に記念ラベルの貼付及び和・洋菓子へのメッセージカード添付、産業、観光の振興のための「西宮検定」の試行、地域ポータルサイト「西宮流（スタイル）」の活用など。

・「公共サービスの充実したまちづくり」として、第4次総合計画の策定、「（仮称）山口地区セ

ンター」の建設工事及びオープンに向けての準備、公用・公共施設を効果的・効率的に活用するための「中長期修繕計画」に基づいた、保育所等の防水改修、コンビニエンスストアにおける軽自動車税の収納、公的年金からの住民税の特別徴収に向けたシステム構築の着手、証明書自動交付機の市内主要駅への設置、住民基本台帳カード等の発行手数料の期間を限定した無料化など。

以上の事業・施策等の取組みが行われました。

(11) 21年度における主要な事業・施策の取組み

21年度においては、第4次西宮市総合計画の初年度にあたり

・「いきがい・つながり」について

「団塊世代対策基本方針」に基づく施策、生涯学習大学「宮水学園」事業を拡充し、体の不自由な方など通園が困難な人々のためのラジオ講座の開講。

「文化とスポーツの盛んな街づくり」として、山口ホールの開設、フランスのロット・エ・ガロンヌ県、アジャン市との美術作品展などの文化交流、プラス・フェスティバルの拡充、全市的な西宮人形劇まつりの開催など。

・「すこやか・はぐくみ」について

「こどもたちの夢はぐくむ街づくり」として、危険度の高い学校や幼稚園からの耐震工事、小・中・特別支援学校のすべての普通教室に校内LANを整備、教育用パソコンなどを設置、情報通信技術を活用したわかりやすい授業への取り組み、保育所の待機児童の解消を図るための新たな民間保育所の整備、保育所の定員増や弾力化、保育所及び児童館・児童センターの耐震化、山口児童センターの開設、乳幼児を持つ家庭の交流や相談などを行うための子育てひろば事業の全児童館への拡大、市内の大学と連携しての新たな地域子育て支援センター事業の実施。

・「あんしん・あんぜん」について

「福祉の心ゆたかな暖かい街づくり」として、福祉医療制度の見直し、22年度中の中学3年生までの医療費の無料化に向けての入院に係る医療費の一部助成、国民健康保険について納付者の利便性の向上と徴収の効率化を図るための一部の保険料のコンビニエンスストア納付、子宮頸がん検診の対象年齢を30歳以上から20歳以上への引き下げ、妊婦健康診査の助成対象となる受診回数14回への増・公費負担の拡充、10か月児アンケート健診の実施による発達障害の早期発見・早期支援、山口保健福祉センターの開設による北部地域の健診や相談事業の充実、会員制により有料で援助活動を行うシニア・サポート事業の立上げ、新たに米寿になられた方をお祝いする記念品贈呈、社会福祉法人が整備する多機能型障害福祉施設の建設補助、北部地域に新たに「障害者あんしん相談窓口」を設けることによる相談支援体制の充実、「障害者就労生活支援センター」の開設することによる障害のある人の就労支援、中央病院については、救急医療などの分野において公立病院としての役割を果たすとともに、引続き、経営の健全化や地方独立行政法人化の検討。

「市民が安心して暮らせる街づくり」として、防災行政無線システムを引続き整備、「ひょうご防

災ネット」に加入、市民と協働して津波や洪水の浸水が予想される区域での地域防災マップづくり、防犯灯設置等の活動への支援を拡充、消防緊急情報システムの更新整備に着手、「水道ビジョン」に基づき、浄水場の統廃合に着手、配水施設の耐震化、下水道について雨水貯留施設などの整備、合流改善、高度処理、水道局との統合について検討、阪神本線連続立体交差事業や都市計画道路の整備を推進、交差点の改良整備、歩道の改良など道路のバリアフリー化、橋梁について耐震補強工事を実施・予防的な修繕を行い長寿命化を図り、阪急西宮北口駅等で自転車駐車を整備。

・「うるおい・かいてき」について

「花と緑いっぱいの美しい街づくり」として、市内の公園などに桜などの樹木を植栽し、桜の既存名所の充実と新たな名所を整備、花のコミュニティづくり事業や街路樹の補植、「景観法」に基づく新たな基準による建築行為等の届出制度を導入するための条例改正への取り組み、都市景観形成建築物の新たな指定や都市景観形成地区の指定につながる地域活動への支援、「地球温暖化対策地域推進計画」の策定に着手、ゴミの減量化対策への取り組み、買い物時のマイバッグ持参運動の推進、阪急西宮北口駅駅前の公園の再整備、津門川の親水護岸や遊歩道整備、阪神西宮駅北側の駅前広場整備事業都市計画決定等の手続を進める。

・「にぎわい・そうぞう」について

「産業活力と賑わいのある街づくり」として、産学官民連携の交流事業、地域の文化や資源を活かした活性化策やまちの賑わいづくりを推進する団体の支援、ものづくり分野において高付加価値化を進めるため、試作品や新技術などを製品化につなげて行くための支援制度の検討、「勤労者福祉推進計画」の策定に着手、西宮産の農産物などの情報やそれを購入できる直売所、店舗の最新情報をインターネットなどで紹介。

・改革を継続し市民主体の街づくりについて

時代への対応力を備えた人材の育成、外郭団体について新公益法人制度に基づく取組みや団体の統廃合、第2次西宮市情報化推進計画に基づく情報システムの再構築、行政サービスのワンストップ化やオンライン化の推進、コンビニエンスストアでの納付を市県民税・固定資産税などに拡大、公的年金からの住民税の特別徴収の開始。

以上の事業・施策等の取組みが行われています。

(12) 新財務会計システム・地方公会計改革による公会計の整備

新財務会計システムについて、市は16年度に新地方公会計の情報収集のための事前検討会、17年度に新財務会計システム作業部会を設置し基本仕様の検討等、システムの導入に向けた作業を進めてきました。

地方公会計改革については、国において、18年5月の新地方公会計制度研究会報告書により、基準モデルと総務省方式改訂モデルの2つのモデルが提示され、同年8月の「地方公共団体における行政

改革の更なる推進のための指針」、同年10月の新地方公会計制度実務研究会報告書を経て、21年度中に貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表を作成し、公表することが求められました。

市は、このことに対応し、19年度に新財務会計システムの基本仕様の決定、提案コンペ方式によるシステム開発業者の選定と、順次作業を進めてきました。新財務会計システムは、行政評価・実施計画、予算編成、歳入・歳出管理、契約管理、決算管理、公有財産管理、公会計（仕訳処理、財務諸表作成）等から構成されています。これまで連動していなかった行政評価や実施計画と、予算編成・予算執行・決算という財務会計処理とを連動させることによって、事業ごとのコスト把握が容易になる、としています。システムは、20年度から行政評価・実施計画システム、予算編成が順次稼働し、21年度予算から歳入・歳出管理、契約管理も稼働しています。

市では、新財務会計システムの導入に併せ、市の資産を個別に把握し、歳入歳出データを基に財務書類を作成する基準モデルの導入を決めており、その準備が進められています。具体的には、18年11月より市内において、新地方公会計制度勉強会が発足し、19年5月からは行政経営改革等推進本部の元に公会計制度検討部会が正式に設置されました。この検討部会の作業チームを中心として、資産把握・資産評価に取り組まれています。今後も、引き続き新財務会計システムと連動する公会計システムへの登録データ・運用体制の整備を進め、21年度予算執行データを基に、21年度決算について基準モデルによる財務書類作成が可能となるよう取組んでいく、としています。

なお、20年度決算につきましては、総務省方式改訂モデルを採用し、21年度中に公表する予定としています。

(13) 健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が19年6月22日に公布され、地方公共団体は早期是正・再生という観点からの、わかりやすい財政情報の開示や、フロー以外にストックを対象に加え、総合的な財政状況の把握を目的とする健全化判断比率、資金不足比率を算定すること、となりました。

市は19年度決算から健全化判断比率である、実質赤字比率（一般会計等に係る実質赤字の比率）、連結実質赤字比率（全会計等に係る実質赤字の比率）、実質公債費比率（一般会計等に係る市債等返済負担の比率）、将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率）、また、資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）を算定し、比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員による審査に付した後、当該比率に審査意見を併せて市議会に報告するとともに、公表すること、となりました。

ア 財政健全化計画

20年度決算からは、四つの健全化判断比率のうち、いずれかの指標値が国の定める早期健全化基準以上である場合には、早期健全化団体となり、市議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県

知事に報告するとともに、毎年度その実施状況を市議会に報告し、公表しなければなりません。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、市議会の議決を経て経営健全化計画を定め、県知事に報告するとともに、毎年度その実施状況を市議会に報告し、公表しなければなりません。

イ 財政再生計画

20年度決算からは、将来負担比率を除く三つの指標値のいずれかが国の定める財政再生基準以上の場合、財政再生団体となり、市議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表することになっています。なお、財政再生計画は総務大臣に協議し、同意を得なければなりません。また、財政再生計画を定めた団体は、毎年度その実施状況を市議会に報告し、公表しなければなりません。

ウ 個別外部監査

20年度決算からは、市長は、早期健全化団体、財政再生団体となった場合には、財政の健全化のために改善の必要が認められる計画に盛り込まれた事業・事務の執行について、理由を付し、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合も同様の取扱いとなります。

(14) 執務体制・包括外部監査

市は20年4月に中核市へ移行し、これまで県が行っていた市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境、都市計画等の多くの事務権限が移譲されました。このことにより、自主的・主体的な判断の中で取組める事務の範囲が拡大し、より一層市民の声を反映した行政の実現が可能となりました。拡大した事務・施策を適正に執行するためには、準拠すべき例規や基準の更なる整備が求められます。また、例規等の全庁的な整合性について、常に点検確認を行う必要があります。また、事務・施策の執行にあたっては、常に適法性、公正性、公平性に加え、効率性及び効果が求められています。

今後とも、コンプライアンス（法令順守）の励行について、職員の意識の向上を図り、事務・事業等の改善とその適正・適切な執行に努めてください。

なお、中核市には、包括外部監査制度の導入が義務付けられています。

包括外部監査制度は地方自治体の監査機能の独立性・専門性の強化を目的とし、市の組織に属さない公認会計士や弁護士、税理士などの外部の専門家との契約により監査を受ける制度で、市の財務事務や財政援助等を行っているものについて、外部監査人が特定のテーマを決めて監査を実施するものです。市では、20年4月に「西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例」が施行され、同月、公認会計士と包括外部監査契約が締結されています。20年5月に包括外部監査人補助者が選任され、8月に監査テーマが「公の施設等の管理運営」に決定され、9月から21年2月にかけて資料請求、質問、ヒアリング、現地調査等が実施され、同年3月、監査結果報告書が提出され、同年6月定例会に報告案件として提出され、本会議において、監査結果報告及び質疑が行われました。

2 決算総額

一般会計及び特別会計の合計決算額は、次のとおりです。(110、111頁参照)

(単位：千円・%)

区 分	19 年 度	20 年 度	比較増減額	増減率
歳入決算額 (A)	246,980,366	223,455,613	23,524,753	9.5
歳出決算額 (B)	243,100,522	221,278,072	21,822,449	9.0
歳入歳出差引額 (C=A-B)	3,879,844	2,177,540	1,702,303	43.9
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	56,980	427,615	370,635	650.5
実質収支額 (E=C-D)	3,822,864	1,749,925	2,072,938	54.2
前年度実質収支額 (F)	3,761,434	3,822,864	61,430	1.6
単年度収支額 (G=E-F)	61,430	2,072,938	2,134,369	3474.5
財政基金積立額 (H)	2,875,896	1,834,264	1,041,632	36.2
地方債繰上償還額 (I)	425	675	249	58.5
財政基金取崩額 (J)	0	0	0	-
実質単年度収支額 (G+H+I-J)	2,937,752	237,999	3,175,752	108.1

(1) 合計決算額

20年度の合計決算額は、歳入2,234億5,561万円、歳出2,212億7,807万円で、歳入歳出差引額は21億7,754万円となっています。

歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源4億2,761万円を控除した実質収支額は、17億4,992万円となっています。また、前年度から繰越した財源である前年度実質収支額38億2,286万円を控除した単年度収支額は 20億7,293万円となっています。

歳入・歳出に含まれているプラス要素(財政基金積立額・地方債繰上償還額)及びマイナス要素(財政基金取崩額)を加減した実質単年度収支額は、 2億3,799万円となっています。

(2) 歳計現金

21年5月31日現在の20年度分の歳計現金保有額(会計管理者保管)は21億7,754万円で、歳入歳出差引額と一致しています。

なお、現金については基金と合同運用されており、20年度の利子収入額は7,724万円(基金4,866万円、歳計・歳計外現金2,858万円、平均年利率0.387%)で、前年度に比べ、2,567万円(49.8%)増加しています。これは、前年度に比べ、預金金利が0.031ポイント、平均運用日額が55億3,395万円(38.4%)、それぞれ増加したことによるものです。

ペイオフへの対応については、西宮市公金管理・運用基準に基づき、預金債権と借入金債務の相殺という観点から、借入金債務があり、かつ選定基準を満たす金融機関に借入金の範囲で預金することを基本に実施されています。

制度融資に係る預託金の預託方法については、公金管理・運用委員会の承認のもとに、預託金を加えても相殺可能な金融機関及び1,000万円以下の預金となる金融機関には定期預金で預託し、それ

以外の金融機関には決済用預金を加味した預託がなされています。また、指定金融機関の会計管理者名義普通預金は決済用預金としています。なお、基金での債券による運用状況については、5基金で地方債14億3,843万円を行っています。

今後とも、公営企業、出資団体、財産区などを含め、ペイオフ対策に留意して、資産の安全かつ有効な活用に努めてください。

(3) 純計決算額

合計決算額には各会計間の繰入・繰出金が計上されていますので、この重複分を差し引いた純計決算額は、次のとおりです。(112、113ページ参照)

(単位：千円)

区 分	19 年 度			20 年 度		
	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計	計
歳入決算額	151,978,522	83,446,831	235,425,354	153,639,007	59,903,979	213,542,986
歳出決算額	138,656,550	92,888,958	231,545,509	144,341,234	67,024,211	211,365,446
歳入歳出差引額	13,321,971	9,442,126	3,879,844	9,297,772	7,120,232	2,177,540

(4) 震災関連事業費

財政の状況は、公債費の執行などに、震災の影響を大きく受けています。その主な要因である災害救助費、災害復旧費、震災復興費などの震災関連事業費の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分		6～17年度	18年度	19年度	20年度	対前年度 増減額	増減率
災害救助費		32,201,804	62,991	58,107	40,334	17,773	30.6
災害復旧費		114,231,163	0	0	0	0	
震災復興費		290,896,152	2,670,396	2,172,351	1,475,360	696,991	32.1
計		437,329,119	2,733,387	2,230,458	1,515,694	714,764	32.0
財 源 内 訳	国庫支出金	173,291,280	623,043	410,633	161,761	248,872	60.6
	県支出金	9,505,821	19,132	20,836	12,372	8,464	40.6
	市債	168,540,051	661,400	402,800	155,800	247,000	61.3
	その他	48,346,513	775,982	682,673	610,277	72,396	10.6
	一般財源	37,645,454	653,830	713,516	575,484	138,032	19.3

注 総務局財政課(G)資料により作成。

20年度の震災関連事業費は15億1,569万円で、前年度の22億3,045万円に比べ、7億1,476万円(32.0%)の減少となっています。執行状況を前年度と比較してみると、災害救助費は、4,033万円で1,777万円(30.6%)の減少、災害復旧費は、執行額なしで変わらず、震災復興費は、14億7,536万円で6億9,699万円(32.1%)の減少となっています。このため、震災関連事業費の執行額(15億1,569万円)は、最も多かった7年度の1,482億9,250万円の1.0%となっており、震災復興事業は収束の段階を迎えています。

執行の主な内容は、特定借上公営住宅 5億1,591万円、震災特例融資に係る個人住宅資金等融資預託金 4億5,500万円、土地区画整理事業費 2億855万円となっています。

財源内訳は、一般財源が 5億7,548万円、国庫支出金が 1億6,176万円、県支出金が1,237万円、市債が 1億5,580万円、震災特例融資に係る個人住宅資金等融資預託金収入などその他財源が 6億1,027万円となっています。前年度に比べ、国庫支出金が2億4,887万円(60.6%)、市債が2億4,700万円(61.3%)、一般財源が1億3,803万円(19.3%)、その他財源が7,239万円(10.6%)、県支出金が846万円(40.6%)、それぞれ減少しています。

6年度からの15年間の震災関連事業に伴う市債借入合計額は、1,697億6,005万円で、同期間中の市債借入総額(3,859億7,237万円)の44.0%を占めており、公債費支出の増加の原因となっています。

また、同期間に震災関連事業に対し一般財源から充当した額は395億8,828万円に達し、公債費支出とともに、市の財政運営に重い負担となっています。

3 予算執行状況

最近3か年の歳入・歳出の予算執行状況は、次のとおりです。(114～117、122～125へ→ジ参照)

(単位：%)

区 分		18 年 度			19 年 度			20 年 度		
		一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計
歳 入	調 定 率	108.1	103.5	106.2	108.4	103.6	106.5	99.9	106.4	101.9
	執 行 率	99.9	97.2	98.8	100.3	96.8	98.9	92.9	96.9	94.1
	収 入 率	92.3	93.9	93.0	92.5	93.4	92.9	93.0	91.1	92.4
歳 出	執 行 率	97.9	96.2	97.2	97.9	96.5	97.4	92.1	95.8	93.2
	繰 越 率	0.5	0.2	0.4	0.3	0.0	0.2	5.6	0.0	3.9
	不 用 率	1.6	3.6	2.4	1.8	3.5	2.5	2.3	4.2	2.9

注 歳入：調定率 = 調定額 ÷ 予算現額 × 100 執行率 = 収入済額 ÷ 予算現額 × 100 収入率 = 収入済額 ÷ 調定額 × 100
 歳出：執行率 = 支出済額 ÷ 予算現額 × 100 繰越率 = 繰越額 ÷ 予算現額 × 100 不用率 = 不用額 ÷ 予算現額 × 100

(1) 歳 入

20年度の調定率は101.9%で前年度の106.5%に比べ、4.6ポイント低下しています。これは主に前年度に比べ、諸収入で143.9%から155.8%に、国民健康保険特別会計で112.3%から113.6%に、それぞれ上昇したものの、市税で108.6%から107.9%に、国庫支出金で98.6%から62.4%に、繰入金で99.5%から13.7%に、それぞれ低下したためです。

執行率は、94.1%で前年度の98.9%に比べ、4.8ポイント低下しています。収入済額が予算現額に比べ多かった主なものは、市税、地方交付税、諸収入、少なかった主なものは、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債及び国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計となっています。

収入率は92.4%で、前年度の92.9%に比べ0.5ポイント低下しています。主に一般会計の市税で

93.0%から93.6%に、使用料及び手数料で89.3%から90.3%に、それぞれ上昇したものの、分担金及び負担金で89.3%から88.4%に、諸収入で70.2%から65.0%に、国民健康保険特別会計で85.7%から85.2%に、それぞれ低下したためです。

最近5か年の収入未済額及び不納欠損額は、次のとおりです。(138～140ページ参照)

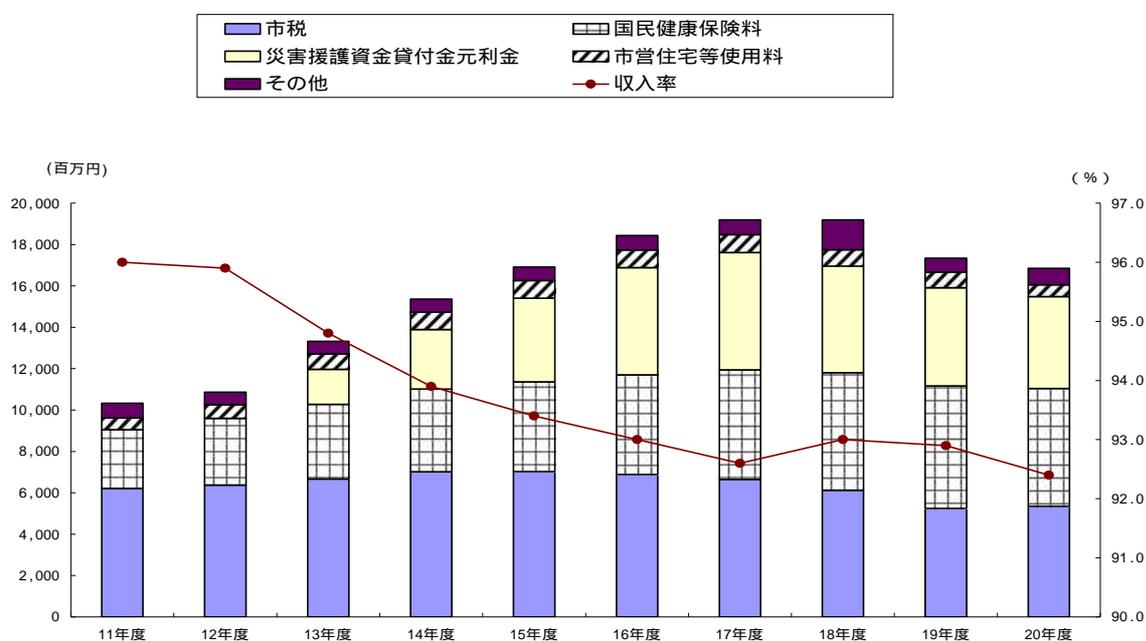
(単位：千円・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入未済額	18,430,356	19,191,532	19,137,945	17,340,810	16,850,094
指数	100	104	104	94	91
不納欠損額	1,692,807	1,079,885	1,289,681	1,621,279	1,469,967
指数	100	64	76	96	87

収入未済額は168億5,009万円で、前年度の173億4,081万円に比べ、4億9,071万円(2.8%)の減少となっています。収入未済額の主なものは、国民健康保険料の57億53万円、市税の53億4,259万円、災害援護資金貸付元利金の44億4,626万円、市営住宅等使用料の5億5,573万円、保育所運営費負担金の2億786万円となっています。

不納欠損額は14億6,996万円で、前年度の16億2,127万円に比べ、1億5,131万円(9.3%)の減少となっています。不納欠損額の主なものは、国民健康保険料の8億7,466万円、市税の4億1,339万円となっています。

最近10か年の収入未済額・収入率の状況を図示すると、次のとおりです。



注 収入率は右軸の数値で、その他、市営住宅等使用料、災害援護資金貸付元利金、国民健康保険料、市税は左軸の数値で表記。

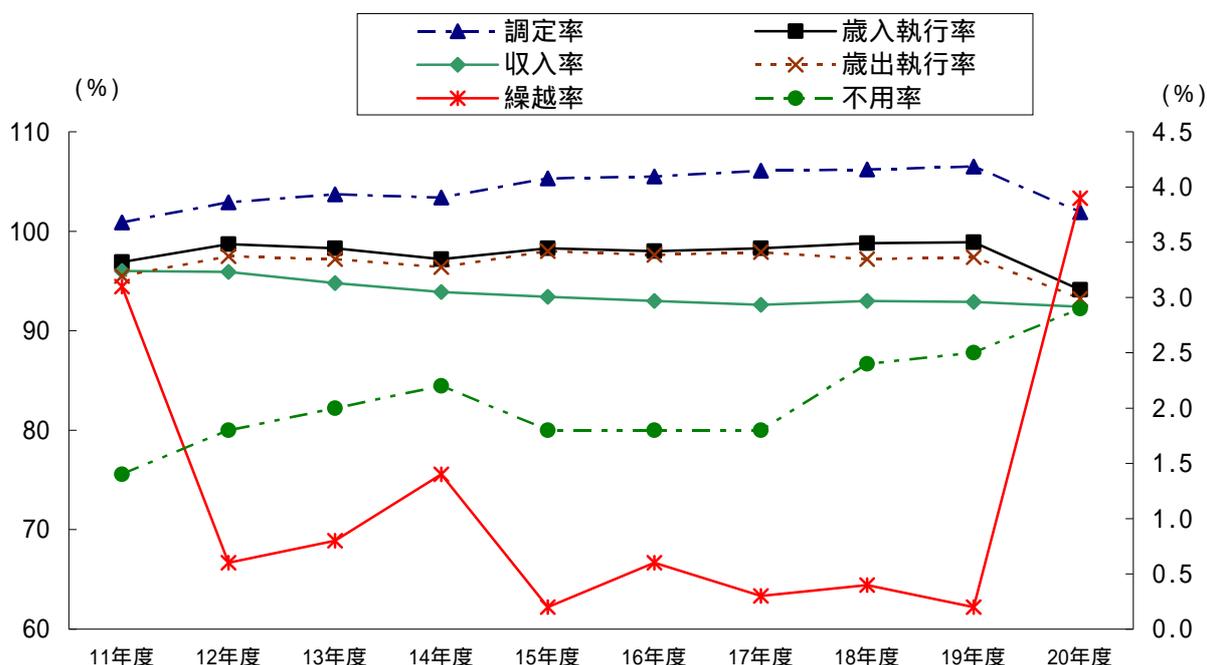
(2) 歳 出

執行率は93.2%で、前年度の97.4%に比べ、4.2ポイント低下しています。これは主に、一般会計の総務費で98.0%から68.8%に、民生費で97.3%から95.8%に、教育費で97.3%から92.4%に、特別会計の老人保健医療事業で96.4%から88.5%に、それぞれ低下したためです。

翌年度繰越額は 92億4,595万円、繰越率は3.9%で、前年度の4億5,579万円、繰越率0.2%に比べ、87億9,016万円増加し、3.7ポイント上昇しています。繰越額の内訳は、総務費74億2,493万円、教育費 10億770万円、土木費 4億8,474万円、民生費3億1,801万円となっています。

不用額は68億3,631万円、不用率は2.9%で、主な不用額は、民生費の16億4,511万円、国民健康保険特別会計の15億2,900万円、総務費の5億9,850万円、介護保険特別会計の5億6,403万円、教育費の5億5,517万円、衛生費の4億5,276万円、老人保健医療事業特別会計の4億3万円、土木費の3億7,604万円、後期高齢者医療事業特別会計の3億1,284万円となっています。前年度の不用額61億3,885万円に比べ、6億9,745万円増加し、不用率は0.4ポイント上昇しています。増加は主として、老人保健医療事業特別会計で 8億1,778万円減少したものの、民生費で 5億2,089万円、後期高齢者医療事業特別会計で3億1,284万円、総務費で2億6,689万円、教育費で2億1,102万円、介護保険特別会計で 1億3,435万円、それぞれ増加したことによるものです。

最近10か年の予算執行状況は、次のとおりです。



注 調定率、歳入執行率、収入率、歳出執行率は左軸の数値で、繰越率、不用率は右軸の数値で表記。

4 市債等の状況

(1) 市債の状況

市債の借入・償還の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分	19年度	20年度	対前年度増減額	増減率
借入額	9,177,700	9,718,200	540,500	5.9
償還額	28,486,498	27,237,955	1,248,542	4.4
元金償還額	23,574,288	22,854,020	720,268	3.1
利子償還額	4,912,209	4,383,934	528,274	10.8
年度末現在額	206,353,964	193,180,197	13,173,766	6.4

注 借入額及び償還額には、19年度30億1,750万円、20年度21億1,440万円の借換債分を含む。

20年度の借入額は、97億1,820万円で、前年度に比べ、5億4,050万円(5.9%)増加しています。借入額の主なものは、臨時財政対策債32億8,620万円、補償金免除繰上償還借換債 17億4,840万円、浜脇小学校校舎等増改築事業 8億3,400万円、高須中学校等整備事業 6億1,370万円となっています。

市債の20年度末現在高は1,931億8,019万円で、前年度末の2,063億5,396万円に比べ、131億7,376万円(6.4%)減少しています。これは主に、既発行の市債の元金償還が本格化したことによります。今後も市債残高は減少傾向で推移し、今後、多額の市債発行がなければ、徐々に震災前の水準に近づくものと予測されています。

20年度の借入・償還の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	19年度末市債 現在高	20年度元利 償還額	20年度市債 借入額	20年度末市債 現在高
総務債	3,100,463	426,554	277,400	2,995,075
民生債	10,303,170	800,837	492,940	10,136,549
災害援護資金貸付	4,589,768	273,331	0	4,278,491
その他	5,713,401	527,505	492,940	5,858,058
衛生債	18,806,146	4,737,300	784,100	15,313,891
労働債	166,850	17,923	0	150,768
商工債	124,185	17,514	0	109,575
土木債	102,733,494	13,204,910	2,651,400	94,599,001
消防債	2,535,946	293,030	319,700	2,606,350
教育債	13,422,294	2,278,620	1,877,260	13,405,476
災害復旧債	8,916,162	2,146,086	0	6,985,016
減税補てん債	16,424,964	1,720,875	0	14,920,138
臨時税収補てん債	1,406,667	155,901	0	1,278,260
臨時財政対策債	27,444,700	1,314,181	3,286,200	29,791,766
計	205,385,046	27,113,736	9,689,000	192,291,872
特別会計				
食肉センター	187,718	26,406	29,200	193,924
公共用地買収事業	781,200	97,812	0	694,400
計	968,918	124,219	29,200	888,324
合計	206,353,964	27,237,955	9,718,200	193,180,197

注1 償還額は、元金と利子の合計。

注2 災害援護資金貸付の19年度末市債現在高は償還免除額 6,857万円を、20年度末市債現在高は償還免除額 3,794万円を控除した額。

(2) 債務負担行為の状況

債務負担行為の年度末現在高等の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

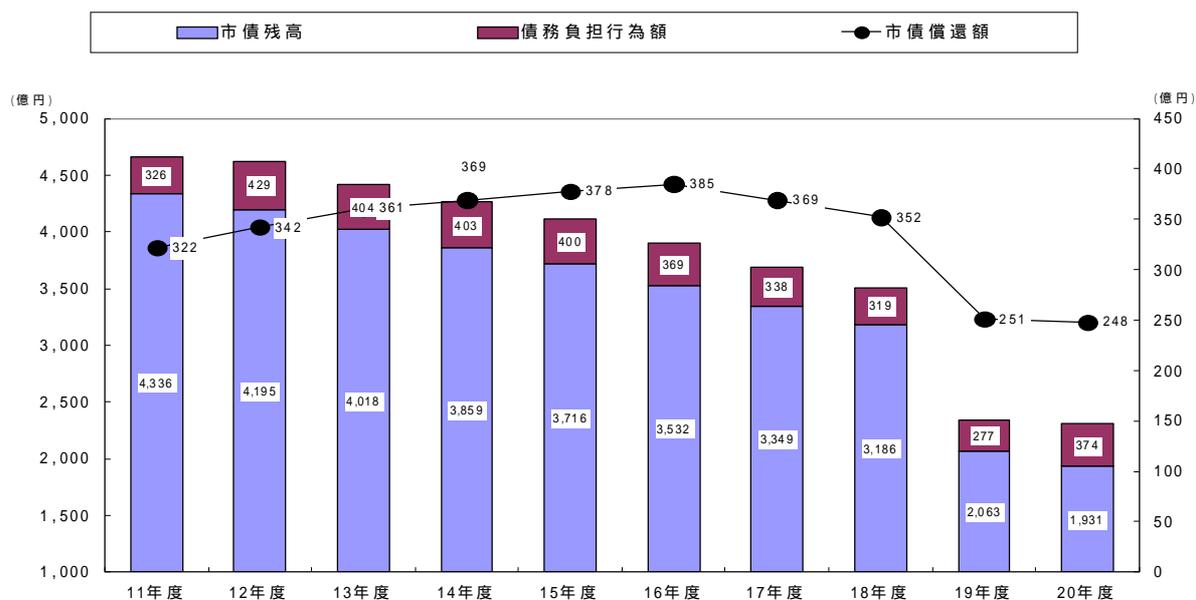
区 分	19 年度	20 年度	対前年度増減額	増減率
執 行 額	3,137,830	4,698,558	1,560,727	49.7
年 度 末 現 在	27,750,345	37,412,659	9,662,313	34.8

注 債務負担行為の額には「債務保証及び損失補償に係るもの」を含まない。

債務負担行為の20年度末現在高は374億1,265万円で、前年度末の277億5,034万円に比べ、96億6,231万円(34.8%)増加しています。これは主として、東部総合処理センター管理運営事業など新規の債務負担行為の増によるものです。

債務負担に係る事業の主なものは、東部総合処理センター管理運営事業(21年度以降支出見込額122億6,021万円)、北口北東再開発ビル駐車場整備事業(同38億1,106万円)、北口図書館整備事業(同31億6,383万円)、西宮浜中学校新設事業(同20億3,846万円)、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地・同20億805万円)、西宮浜小学校新設事業(同19億1,305万円)、北口保健福祉センター整備事業(同16億5,972万円)、大学交流センター整備事業(同12億5,092万円)、北口ギャラリー整備事業(同11億8,605万円)、浜脇小学校児童急増対策事業(同11億4,581万円)、ひかり保育園用地買収事業(同7億8,445万円)、高木小学校児童急増対策事業(同5億7,377万円)、六湛寺南公園用地買収事業(同5億4,893万円)、消費生活センター整備事業(同5億4,050万円)、JR西宮駅北東用地買収事業(同4億8,051万円)など、となっています。

最近10か年の市債等の状況を図示すると、次のとおりです。



注1 市債償還額には、災害援護資金貸付金償還金、借換債分を含まない。

2 市債残高、債務負担行為額は左軸の数値で、公債費支出額は右軸の数値で表記。

5 財政基金等の状況

20年度の財政基金及び減債基金の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	年度当初の状況			年度中の状況			当年度出納 整理期間中	
	4月1日 現在	前年度出納整 理期間中の積 立額・取崩額	6月1日 現在	積立額	取崩額	3月31日現在	当年度分 積立額・ 取崩額	5月31日 現在
財政基金	7,634,803	0	7,634,803	1,834,264	0	9,469,068	0	9,469,068
減債基金	4,437,086	152,399	4,589,486	18,369	152,399	4,455,455	124,593	4,580,049
財政課所管分	4,437,086	0	4,437,086	18,369	0	4,455,455	0	4,455,455
災害援護資金分	0	152,399	152,399	0	152,399	0	124,593	124,593
計	12,071,889	152,399	12,224,289	1,852,634	152,399	13,924,524	124,593	14,049,117

注1「災害援護資金分」は、災害援護資金貸付に伴い借受けした者から市に納入された償還金の一部を、県への納付時期まで一時的に減債基金に積立しているもの。

2 基金会計は、4月1日から翌年3月31日までで、20年度の一般会計に対する出納整理期間中の繰入れ、繰出しを含まない。

基金増加の内訳は、財政基金で決算剰余金17億9,953万円、基金運用利子3,472万円を、減債基金で災害援護資金償還金1億5,239万円、基金運用利子1,836万円を、それぞれ積立てたものです。

基金減少の内訳は、減債基金における災害援護資金償還金1億5,239万円によるものです。

最近10か年の財政基金等の状況（各年度3月31日現在）を示すと、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
財政基金	取崩	0	3,053,845	0	0	0
	積立	267,387	393,933	151,145	658,912	368,101
	残額	5,315,151	2,655,240	2,806,385	3,465,298	3,833,399
減債基金	取崩	0	1,954,304	5,533,664	566,455	723,859
	積立	1,021,250	2,183,829	1,513,726	4,459	667,428
	残額	8,517,190	8,746,715	4,726,777	4,164,781	4,108,350
取崩計		0	5,008,149	5,533,664	566,445	723,859
積立計		1,288,637	2,577,762	1,664,871	663,371	1,035,529
残額計		13,832,341	11,401,956	7,533,163	7,630,079	7,941,750

(単位：千円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財政基金	取崩	0	0	0	0	0
	積立	264,615	304,296	356,594	2,875,896	1,834,264
	残額	4,098,015	4,402,311	4,758,906	7,634,803	9,469,068
減債基金	取崩	1,040,989	1,168,290	1,473,806	166,812	152,399
	積立	504,629	445,147	3,045,491	183,366	170,769
	残額	3,571,989	2,848,846	4,420,532	4,437,086	4,455,455
取崩計		1,040,989	1,168,290	1,473,806	166,812	152,399
積立計		769,244	749,443	3,402,086	3,059,263	2,005,034
残額計		7,670,004	7,251,158	9,179,438	12,071,889	13,924,524

6 契 約

(1) 入札・契約制度改革

契約事務については、18年度から競争入札参加資格審査申請事務について水道局との一元化が行われ、教育委員会で行っていた工事請負契約が18年度に、業務委託契約が19年度に、物品契約が20年度に契約・検査課へ統合され、入札や各種申請についてはインターネットを通じてできるようホームページの充実が図られています。

13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」への対応として、発注者に義務付けられている入札契約に係る情報の公表や不正行為等に関する措置、現場施工体制の適正化等については実施済みで、さらに「公共工事の入札・契約の適正化を図るための措置に関する指針」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により定められている、公共調達の適正化を図るための措置について、次のとおり取り組まれています。

入札・契約のIT化の推進、一般競争入札の拡大については、18年度より予定価格5,000万円以上の工事案件について指名競争による電子入札を開始するとともに、19年度から予定価格が土木で3,500万円以上、建築2,000万円以上、電気、管、造園1,000万円以上の工事について、原則として地域要件等を付した制限付一般競争入札方式による電子入札とし、さらに、20年7月からは1,000万円以上のすべての工事案件を対象に拡大しています。又樹木に関する維持管理業務など一部の委託業務に加え、21年5月より工事に係る設計業務等の入札も電子入札で実施し対象の拡大を図っており、今後も委託・物品の入札へ拡大実施することについて検討していく、としています。

入札及び契約の手続きにおける公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図ることを目的とする第三者機関の西宮市入札監視委員会が、20年4月に設置され、また、共同企業体の適切な活用に向けて「西宮市共同企業体取扱要領」が20年4月1日に策定されています。また価格や品質などを総合的に評価する総合評価落札方式の推進に向けた取り組みとしては「西宮市建設工事総合評価競争入札試行要綱」を19年11月1日に策定し、原則的に予定価格1億5,000万円以上の工事案件で試行実施されており、21年度には「総合評価推進チーム」を契約・検査課に組織し22年度の本格導入に向け準備が進められています。

不正行為の防止としては指名停止基準に暴力団排除条項を追加するとともに、入札参加業者の固定化を防ぐため、19年度より業者の格付けの基準となる、総合評定値の変更を1年間固定から、随時変更できるよう弾力的な対応を図っていますが、20年4月に評価基準が変更となったため、20年度は1年間固定となりました。

随意契約については、地方自治法、同施行令及び西宮市契約規則に規定されていますが、これらの規定の解釈及び具体的な事例を示した「随意契約事務の指針」が策定され、16年4月から運用されており、同施行令改正に伴い18年7月10日に「随意契約事務の指針」が改定されるとともに、「業務委託における所管課契約の運用基準」及び「業務委託における随意契約の運用モデル」が策定され、19年4月から運用されています。所管課において契約すべきものに関する要領・基準等と

して、18年3月に「所管課契約事務取扱要領」が策定されていましたが、新財務会計システム稼動等に伴う同要領の整理、変更を行い、「少額随意契約事務取扱要領」と改め21年4月から運用されており、従来の「所管課契約事務取扱要領」は廃止されています。また、清掃委託業務等で単独随意契約としていたもののうち、可能なものは20年度から入札に切替え、これに伴い「障害者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」が創設されました。

なお、指名競争入札が行われているにもかかわらず、高い落札率で同一の業者が同一の業務を継続的に落札される委託業務契約が見受けられます。

今後とも、談合の防止及び抑止のため、予定価格及び最低制限価格の事前公表制度の見直しなどにより、価格と品質で総合的に優れた調達が、公正かつ透明で競争性の高い方式により実現されるよう、工事、委託等の入札及び契約の適正化に引き続き努めてください。

(2) 契約の状況

ア 随意契約

随意契約とは、市が契約の相手方を選定するのに、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約のことをいい、一般競争入札を原則とする契約の例外となっています。

今後とも、所管課契約を含め、随意契約を行う場合は、予定価格の設定の見直しや、随意契約について定めた地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用の必要性と根拠の明確化、発注先の適格性や仕様について再点検を行い、随意契約事務の指針(調達課長通知 16年4月1日適用・18年7月10日改正)及び、業務委託における随意契約の運用モデル(契約・検査課長通知 19年4月1日適用)に従って適正な事務処理に努めるとともに、決定率の引下げに努力してください。また、契約は、一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札、随意契約等は例外であるとの地方自治法の定めを順守し、業務内容を精査のうえ、可能な限り入札への切替えを検討するとともに、競争性、透明性の確保に努めてください。

また、同種業務の契約金額(単価)について、他都市、関係部局の情報を入手し活用する方策も検討・実施してください。併せて、各所管課においては、実施結果の厳正な検収(検査・確認)に努めてください。

イ 所管課契約

所管課契約とは、西宮市事務分掌規則第6条第11項第2号ただし書きに基づき行われるものですが、中でも、ただし書き「イ」の「委託内容が高度で学術研究的なもの及び法令等の規定により、又は公益上の目的を達成するため契約の内容が特定されるもの」は、契約・検査課が取り扱う契約になじまないものとして、所管課で契約すべきものとされています。しかし、「公益上の目的を達成するため契約の内容が特定されるもの」については、その解釈・運用によっては所管課の契約権限が拡大するおそれもあります。このことについては、19年4月より「業務委託契約における所管課契約の運用基準について」が設けられています。

また、予定価格の不明確なものが見られます。予定価格は西宮市契約規則第5条、第5条の2、第15条、第16条、第17条の2によって、入札、随意契約を問わず「定めなければならない。」と規定されています。このため、発注依頼書兼見積承認書に予定価格の記載欄が設定されています。

ウ 小規模契約

小規模契約として所管課で契約事務が行われるものについては、物品等の事務処理について(13年1月15日付け総務局調達課長通知)でその取扱いが示されていましたが、新財務会計システムの稼働等に伴い、物品等の購入にかかる事務処理について(21年3月31日付け総務局総務課長、契約・検査課長、総合企画局行政経営・改善グループ長通知)に改定されました。また、16年4月1日付けで西宮市契約規則が改正され、予定価格が1件5万円以下の物品の購入については、見積書の徴取が省略できること、となっています。

なお、18年度より契約事務の効率化、迅速化を図るため、「所管課契約事務取扱要領」が実施され、小規模契約として所管課が取扱う上限金額(予定価格)を見直し、請負工事、委託業務及び修繕業務については、1件当たり31万5,000円以下を、50万円未満に、物品購入については、1件当たり10万5,000円以下を、20万円未満に、また物品借上げについては、1件当たり10万5,000円以下を、40万円未満に、それぞれ引上げを行い、21年4月実施の「少額随意契約事務取扱要領」においても同じ基準となっています。

(3) 契約件数の推移(請負工事・委託業務関係)

請負工事及び委託業務のうち、所管課から契約・検査課へ依頼された契約金額1,000万円以上の契約について、最近5か年の契約件数は、次のとおりです。

(単位:件・%)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
請 負 工 事	136	129	110	111	116
単独随意契約件数	8	2	3	12	8
単独随意契約割合	5.9	1.6	2.7	10.8	6.9
委 託 業 務	84	81	85	95	116
単独随意契約件数	49	44	37	40	35
単独随意契約割合	58.3	54.3	43.5	42.1	30.2

注 総務局契約・検査課(G)資料により作成。

契約金額1,000万円以上の請負工事の7年度の契約件数は791件でしたが、8年度以降は、おおむね減少を続け、20年度は116件となっています。また、委託業務についても、7年度の契約件数は240件でしたが、8年度以降は、おおむね減少を続け、20年度は116件となっています。

上記のうち、単独随意契約をみると、請負工事では、7年度は主として震災後の緊急の必要という理由により、140件(17.7%)を占めていましたが、8年度以降は減少し、20年度は8件(6.9%)となっています。委託業務については、7年度の123件(51.3%)に対し、20年度では35件(30.2%)と

なっています。また、割合は17年度までは一貫して5割前後となっていました。18年度にはじめて5割を大きく割込み、20年度は、前年度に比し11.9ポイントも低下しました。

(4) 随意契約の状況(請負工事・委託業務関係)

20年度、請負工事及び委託業務のうち所管課から契約・検査課へ契約依頼された予定価格50万円以上の契約について、随意契約とした適用条項は、次のとおりです。

(単位:件・%)

区 分	適用条項(地方自治法施行令第167条の2第1項)									計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
請負工事	0	37	0	0	0	12	0	0	0	49
構成比	0.0	75.5	0.0	0.0	0.0	24.5	0.0	0.0	0.0	100.0
委託業務	0	247	19	0	0	61	0	0	0	327
構成比	0.0	75.5	5.8	0.0	0.0	18.7	0.0	0.0	0.0	100.0
計	0	284	19	0	0	73	0	0	0	376

注1 総務局契約・検査課(G)資料により作成

- 2 1号: 予定価格が市の規則で定める額を超えないもの。
- 2号: 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
- 3号: 福祉施設等が製作した物品、福祉団体等の役務の提供で市の規則で定めによる契約。
- 4号: 地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品の買入れ契約。
- 5号: 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6号: 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
- 7号: 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。
- 8号: 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9号: 落札者が契約を締結しないとき。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当が、工事37件(75.5%)、委託247件(75.5%)、同第3号該当が、委託19件(5.8%)、同第6号該当が、工事12件(24.5%)、委託61件(18.7%)となっています。なお、第1・4・5・7・8・9号該当の契約はありません。

第2号該当のケースについては、毎年、同じ業者に発注する例が多数見られます。契約にあたっては、毎年、業務の内容を検討するとともに業者の経営実績を確認し、「性質又は目的が競争入札に適しない」ことの検証が求められます。

(5) 落札率(決定率)の状況(請負工事・委託業務関係)

20年度、契約金額1,000万円以上の契約の落札率(決定率)は、次のとおりです。

(単位:件・%)

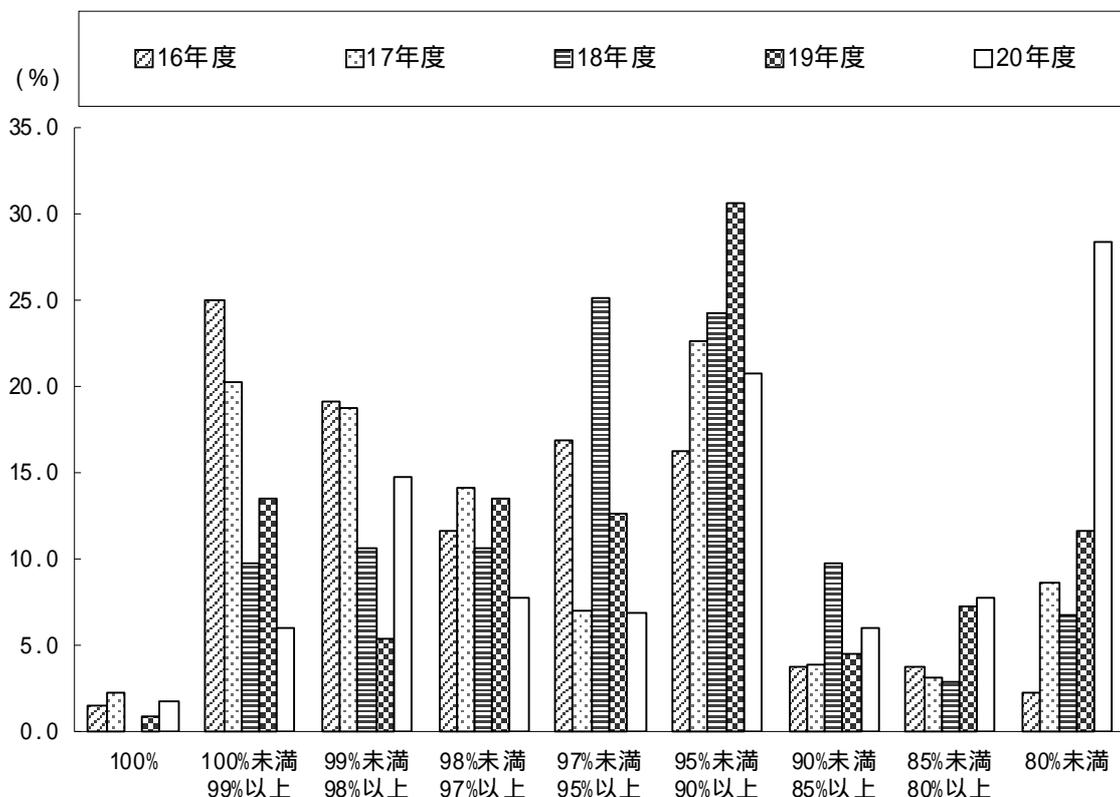
区 分		100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満	計
請負工事	制限付き一般競争入札	0	4	7	4	6	14	5	7	28	75
	構成比	0.0	5.3	9.3	5.3	8.0	18.7	6.7	9.3	37.3	64.7
	指名競争入札	0	1	9	3	2	9	2	2	5	33
	構成比	0.0	3.0	27.3	9.1	6.1	27.3	6.1	6.1	15.1	28.4
	単独随意契約	2	2	1	2	0	1	0	0	0	8
	構成比	25.0	25.0	12.5	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	6.9
	計	2	7	17	9	8	24	7	9	33	116
	構成比	1.7	6.0	14.7	7.8	6.9	20.7	6.0	7.8	28.4	100.0
委託業務	競争入札	2	18	10	5	4	22	2	3	15	81
	構成比	2.5	22.2	12.3	6.2	4.9	27.2	2.5	3.7	18.5	69.8
	単独随意契約	0	18	12	2	0	2	1	0	0	35
	構成比	0.0	51.4	34.3	5.7	0.0	5.7	2.9	0.0	0.0	30.2
	計	2	36	22	7	4	24	3	3	15	116
	構成比	1.7	31.0	19.0	6.0	3.4	20.7	2.6	2.6	12.9	100.0

注1 総務局契約・検査課(G)資料により作成したもので、落札率(決定率)は当初契約金額による。

2 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

落札率(決定率)95%以上の比率が請負工事で37.1%、委託業務で61.2%、と高い率になっています。

最近5か年の請負工事契約のうち、契約金額1,000万円以上の契約の落札率(決定率)ごとの割合は、次のとおりです。



グラフを見ると、前年度に比べ落札率(決定率)が80%未満の件数が占める割合が大きく上昇しています。

競争入札に係る設計金額5千万円以上の請負工事契約における予定価格の事前公表が、12年10月より試行され、16年4月から本格実施されています。平均落札率(決定率)を見ると、試行前の97.2%に対し、試行後の10件では94.8%と2.4ポイント低下し、17年度では23件で93.1%となっています。18年度からは、予定価格130万円以上の請負工事入札案件にも予定価格の事前公表が拡大されています。

また、18年7月より予定価格5千万円以上の請負工事の案件については、電子入札が実施されています。20年度における請負工事の入札における落札率の95%未満の件数と割合は、72件、66.6%で、18年度の43件、43.0%、19年度の60件、60.6%に比べ改善されています。

今後は、予定価格の事前公表や電子入札の実施等の影響を調査するとともに、他市の同種契約についての情報を入手するなど研究検討を続けてください。

20年度の委託業務においても落札率100%のものが2件あります。これは、競争性や透明性を確保するための契約方法である、競争入札制度の本質を損ねかねないものとなりますので、その解消を含め、落札率(決定率)の低下に努めてください。

7 財政分析指標の状況

財政分析指標の状況は、次のとおりです。

区 分	西 宮 市			類 似 都 市	
	18 年 度	19 年 度	20 年 度	18 年 度	19 年 度
財 政 力 指 数	0.894	0.903	0.901	1.01	1.02
経 常 収 支 比 率 (%)	95.6	96.9	98.2	88.8	90.9
公 債 費 比 率 (%)	21.0	18.8	17.7	12.0	-
起 債 制 限 比 率 (%) (3 年 平 均)	16.5	16.4	16.2	10.3	-
実 質 公 債 費 比 率 (%) (3 年 平 均)	22.4	13.7	13.4	13.3	8.3
歳 出 総 額 に 占 め る 義 務 的 経 費 の 比 率 (%)	59.1	58.5	58.1	51.5	52.0
歳 出 総 額 に 占 め る 投 資 的 経 費 の 比 率 (%)	5.2	5.3	6.3	10.8	10.9

注1 総務局財政課（G）作成資料による。

2 類似都市の数値は、3類型選定団体の平均で、総務省の「類似団体比較カード」による。

公債費比率及び起債制限比率の類型選定団体平均値は、19年度から算出されていません。

3 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 の3年間の平均値。

経常収支比率 = (経常的経費 - 経常特定財源) ÷ 経常一般財源 × 100

公債費比率 = (A - B) ÷ (C - B) × 100

起債制限比率 = (A - B - D) ÷ (C - B - D) × 100

A 公債費充当一般財源（繰上償還分を除く）

B 災害復旧費等に係る基準財政需要額算入公債費

C 標準財政規模

D 事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費

普通会計による主な財政分析指標をみると、財政力指数は、9年度以降、「1」を割り込み低迷を続け財源に余裕がない状態が続いています。経常収支比率は、標準的とされる70%～80%を大幅に超える98.2%となっており、より弾力性に欠ける財政構造が続いています。公債費比率は、1.1ポイント改善し17.7%となっています。また、起債制限比率は前年度に比べ、0.2ポイント改善しています。

歳出総額に占める義務的経費及び投資的経費の割合をみると、小学校児童急増対策事業の増などにより、投資的経費の割合が前年の5.3%に比べ、1.0ポイント上昇して6.3%となり、義務的経費の割合は0.4ポイント低下しています。

なお、普通会計とは、一般会計に収益事業会計を除く特別会計を加え、会計間の重複額等を控除して一つの会計にまとめたものです。本市の場合、一般会計のほか区画整理清算費、中小企業勤労者福祉共済事業、公共用地買収事業、母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計が含まれます。

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政上の能力を示す指数で、「1」に近いほど財政力が強く、「1」を超える団体は財源に余裕があることを示しています。

20年度の財政力指数は、前年度に比べ、0.002ポイント低下し0.901となっています。この指数は、3か年の平均数値ですが、単年度の指数では、18年度0.919、19年度0.899、20年度0.884、となっています。20年度は、算式の分子となる基準財政収入額が、前年度に比べ1.4%の増となりましたが、分

母となる基準財政需要額が、前年度に比べ3.1%の増となったことにより、相対的に比率を押し下げたものです。

(2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、物件費、公債費などの経常経費に、市税収入等の経常一般財源が、どれだけ充当されたかを示す比率となっています。これが80%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつある、と考えられています。

20年度は98.2%で、前年度に比べ、1.3ポイント悪化しています。これは、分母である経常一般財源総額が、前年度に比べ、普通交付税等の増により、3.5%増となりましたが、算式の分子である経常経費(充当一般財源)が人件費等の増により、4.9%の増となったことにより、相対的に比率を押し上げたものです。これは、標準的とされる70~80%を大幅に超えており、依然、弾力性に欠ける財政構造となっています。

(3) 公債費比率

財政構造の健全性を示す指標で、公債費に充当した一般財源が標準財政規模等に占める割合を示すもので、この比率が高いほど財政硬直化の一因となると考えられ、10%を超えないことが望ましいとされています。20年度は17.7%で前年度に比べ、1.1ポイント改善しています。これは、算式の分母となる標準財政規模等が2.8%増となったことに対し、分子となる公債費が3.2%減となったことによります。しかし、震災の影響を受け、なお、高い水準にあります。

(4) 起債制限比率

公債費(充当一般財源)を標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額等で除した数値で、17年度までは地方債の許可制限に係る指標として用いられていました。20年度は16.2%で前年度に比べ、0.2ポイント改善しています。単年度の指数でも、20年度は14.9%で前年度に比べ、0.9ポイント改善しています。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、19年度より地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標となりました。20年度は13.4%となり、前年度に比べ、0.3ポイント改善しています。なお、前年度は、18年度の22.4%と比べ大きく低下していますが、これは新たに都市計画税を公債費等の償還に充てられる特定財源とするなど、算定の基準が変更されたことによるもので、18年度の数値との比較は困難です。

(6) 歳出の性質別構成比

歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の比率は58.1%で前年度に比べ、0.4ポイント

ン低下しています。これは算式の分子となる義務的経費が、2.5%の増となりましたが、分母となる歳出総額が前年度に比べ、3.4%の増となったことにより、相対的に比率を押下げたものです。

投資的経費の比率は6.3%で前年度に比べ、1.0ポイント上昇しています。この主な理由は、小学校児童急増対策事業の増などにより、普通建設事業費が23.2%増加したことによるものです。

(7) 類似都市との比較

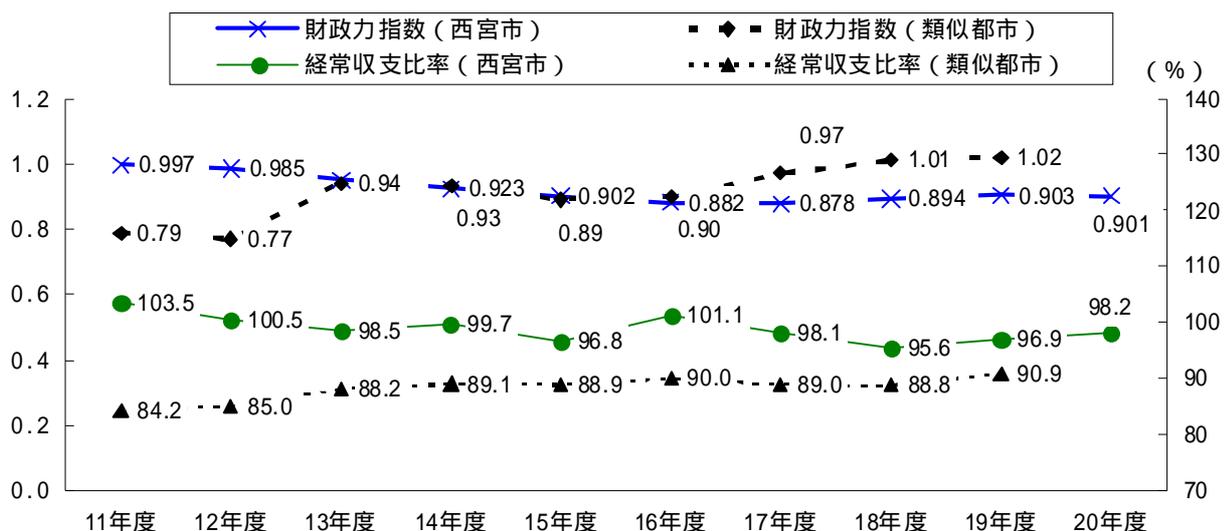
- 3類型に選定されている類似都市(19年度)と比較した本市(20年度)の財政構造をみると、財政力指数は類似都市に比べ、低くなっており、本市の財政基盤がやや弱いことを示しています。経常収支比率は標準とされる70~80%を大幅に超え、類似都市に比べてもかなり高く、高水準が続く公債費、扶助費の増等による弾力性に欠ける財政構造となっています。実質公債費比率についても、類似都市と比べて悪く、公債費の元利償還金が多いことが原因と考えられます。

類似都市

市町村が財政運営の健全性を判断する基準としての他団体との比較検討資料を提供するため、総務省が態様の類似しているとして市町村ごとに区分している類型のなかで同一類型とされている都市。類型は、人口により「0から」に、第2次・第3次産業人口比率により「0から3」に区分されています。西宮市は、人口により「」に、第2次・第3次産業人口比率により「3」に区分されています。同じ類型として区分されているのは市川市、柏市、町田市などとなっています。

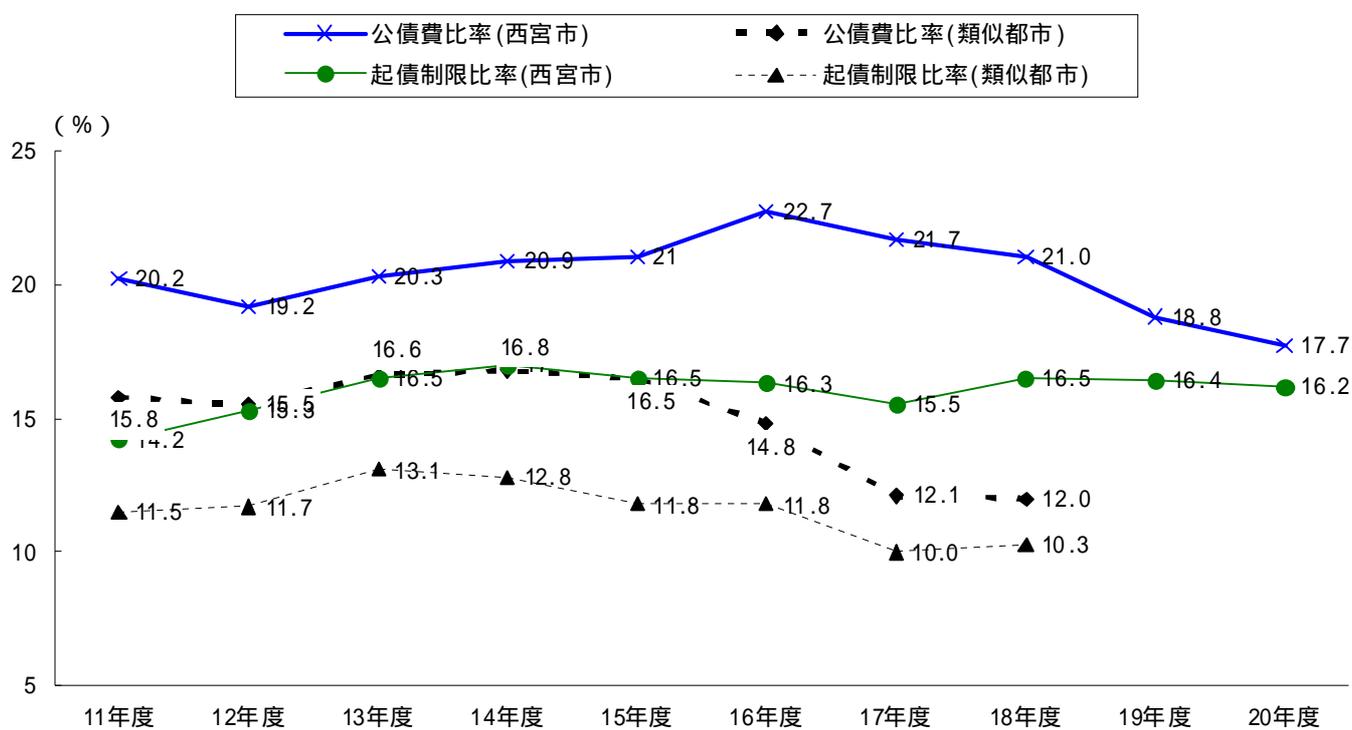
最近10か年の財政力指数等を図示すると、次のとおりです。

財政力指数・経常収支比率



注 類似都市は、13年度以前は -5類型、14年度以降は -5類型、17年度以降は -3類型。財政力指数は左軸で、経常収支比率は右軸で表示。

公債費比率・起債許可制限比率



注1 類似都市は、13年度以前は - 5類型、14年度以降は - 5類型、17年度以降は - 3類型。

2 公債費比率及び起債制限比率の類型選定団体平均値は、19年度から算出されていません。